



りすす倶楽部

2023年
10・11月合併号
第315号

稲穂天日干し

谷川のせせらぎが聞こえる山間に、わずかに残る里山農家。赤とんぼが、スーと飛んでいる。刈り入れ間もない黄金の穂が、丸木を組んだ稲掛で秋の陽を受けている。半月もすれば、天日干しの甘さが凝縮するらしい。

弁護士 福井大海

りすシステムの設立三〇周年に寄せて

りすシステム監事
弁護士 清水 勇男

りすシステムは、今年9月30日、設立三〇周年を迎えた。

少子高齢化、孤立化が叫ばれて久しい。これは、日本の社会を支えてきた血縁中心の家族主義が機能を失い、これに代わる理念と有効な対策が求められているということである。

世の中には、現実を冷静に分析し、いま、そしてこれから先、どうしたら良いのかを構想できる人と、分析までできてても対策は難しいと考える人、対策など思い及ばない人に分かれるであろう。

その中であって「血縁社会から契約社会へ」の転換と実践を提唱し、死後事務の生前契約をはじめ、画期的な制度を次々と創設、実践しているりすシステム（以下「りす」と、その設立者松島如戒師の存在は際立っている。

りすの機関誌「りす倶楽部」第201号の拙稿から若干引用する。①りす倶楽部の創刊は平成6年（1994年）2月である。その巻頭言の中で、松島如戒師は「いつか

来る人生終焉の時のために備えをきちんとしておき、心置きなく心の炎を燃やして生きたい。そういう人たちの生き方を私たちは応援します」と、熱い思いを語っている。

②無縁社会という言葉が市民権を得つつある現在、りすシステムを抜きにして老後と死後の安心・安全装置を語ることはできない時代に入っている。

りすの設立に至る歩みと、その後の展開、業務内容については、松島如戒著「私、ひとりです死ねますか―支える契約家族―」（日本法令、2018）に詳しい。わかりやすく、松島師の熱い息吹が感じられる名著である。りすは、これからも先も灯台となって暗夜に灯りをともし続けることであろう。

りすと松島師、これを支える多くの人々の益々のご健勝を祈る。

りすシステムの設立三〇周年、誠にありがとうございます。とりあえずは四〇周年にむけて、力強いご発展と一層のご躍進を心からお祈り申し上げます。

生前契約30年の回顧と未来へ向けて 1

りすシステム創始者 松島 如戒

大分県由布市庄内町にある龍源山功德院という寺が、東京・巣鴨の地に小さなお寺、功德院東京別院に、すかも平和霊苑という墓地をオープンしたのが1988年（昭和63年）のことでした。この地は、先の大戦の末期1945年3月東京大空襲の折、防空壕に避難していた9歳を頭に3人の幼児がB29からの爆撃で命を失ったという経緯を持つ地でした。

墓地の名称「すかも平和霊苑」は、東京・巣鴨の地から平和のメッセージを発しようという、私の願いから命名したものです。

このお寺と墓地の落慶祝賀会は、今はなき東京九段のホテルグランドパレスで行い、その記念講演の講師には、後にもやいの会会長をおつとめ下さった恩師で、元東洋大学学長の故磯村英一先生にお願いました。その時の情景は今でも私の眼に焼き付いています。磯村先生は開口一番このように切り出したのです。

「皆さん（身振り手振りで）現在のような三段重ねの石塔が立っている「〇〇家の墓」がいつま

で続くと思いますか」と。2億円も借金して建立した墓地の終焉に言及され、私は一瞬ドキッとなりました。

先生は、21世紀には、このような墓の存続は難しいだろうとおっしゃったのです。そして、この新しく建立された墓地の一番良い場所に21世紀対応型のお墓を作ってほしい、と講演を結ばれたのでした。

学者は言うだけ、具体化するの君の仕事

後日、研究室に磯村先生をお訪ねしました。

私は「先生、21世紀対応の墓について、何か構想があたりでしょうか」とおたずねすると、小見出しのようなご返事をいただきました。

それから半年で「もやいの碑」という墓は完成しましたが、中味はこれからという段階で、私は修行のため高野山の修行道場に入りました。その道場の修行は厳しいとの評判は磯村先生もご存じでしたので、墓だけ造って道場に入り、私に万一のことがあったらどうしようと、磯村先生はお考えになったようで「君、生きて帰って来いよ」が、

餞^{はなむけ}の言葉でした。それだから途中で挫折したというわけではないのですが、本来143日で修行は成就するところを私は21日間で下山、つまり挫折です。この挫折を一番喜んでくださったのが磯村先生でした。

そして、この道場に入るには、高野山内寺院のしかるべき方の身元引受人が必要です。身元引受保証人は、後に高野山真言宗管長、高野山真言宗総本山金剛峯寺の第409世座主をつとめられた、稲葉義猛^{ぎみょう}大僧正にお願いしておりました。

挫折のご挨拶は気が重かったのですが、稲葉義猛大僧正は、なんと「坊さんの代わりはなんぼでもおる。君がしようとしている仕事の代わりはない。50過ぎて、修行に入るなんて無茶だよ」とおっしゃられ、全身の力が抜けた思いをしてから35年になります。

海図のない航海にできるようなもの

下山してしばらくは、挫折感を味わいながら、身体のリハビリにとめた私は、20世紀末のコロンブスになったような気分です。1つ1つ難問を片づけました。

その結果、1990年6月、もやいの碑落慶式典をホテルグランドパレスで行い、入会申し込みの受け付けを開始しました。

この時から30余年、今日では「墓じまい」が流行語になり、もやいの碑を真似たような合葬墓が続々と出来て、今では墓の1類型として市民権を

得たと言っていて良いと思います。

社会学者磯村英一博士の予見が、30年後の現在、現実となっているのです。

親戚の縁は切った 新しく引越した土地で近所付き合いもない 葬式をしてくれる人がいない 何とかしてくれ

もやいの会では、12月8日を始め、毎月8日をメモリアルデーとしていろんな行事などを行っています。もやいの会がスタートして間もなくのこと、小見出しのようなお話をされた方がおられたのです。

要するに、もやいの碑が出来てお墓のことは安心。しかし、もやいの碑にはお骨にしてみましたというけど、葬式してくれる人がいないんだ。なんとかしてくれよ、というものです。

私は「お骨は傷まないが遺体は時々刻々と傷んでいくので、この件はお墓よりも大変だと思っています。よって2〜3年の時間が欲しい」と答えました。他人の葬儀を赤の他人の法人がしてよいのか否かが、まず難題でした。

この問題は、民法897条の「祖先祭祀の主宰者の指定」という規定があるのでなんとかなりそうだとわかってきました。

ただ問題は残っています。この法律の本来の主旨は、系譜（家系図）、祭具（神棚、仏壇、佛具など）墳墓（墓など）は、一般の財産から分離して承継させようというものです。

そのための祭祀財産を承継するのは誰かを決め

たものです。この条文の書き方も面白く「慣習に従って、祖先の祭祀を主宰すべき者」とした上で、但し書きで「被相続人の指定により、祖先の祭祀を主宰すべき者があるときはその者」として、死にゆく本人の意思を優先させているのです。

私は、この但し書きにより被相続人（契約者本人）がりすシステムを祭祀を主宰すべき者として指定しておけば、指定されたりりすシステムが葬儀などの祭祀の主宰者となることに目をつけたのです。

改正民法の起草者の1人であった我妻栄先生が、『民法Ⅲ親族・相続法』（一粒社）で「指定の範囲に制限がない」（289ページ）とされているので、りすシステムが祭祀主宰者として本人から生前に指定を受ければ、りすシステムが葬儀など本人の祭祀を主宰することに問題ない。但し、条文には「祖先の祭祀」と書いてあるので、果たして「本人自身の祭祀が祖先祭祀の範疇に入るや否や」は、今に至るも解は出ていないのです。

生前契約が30周年を迎えた今日に至るも、このことに異を唱える訴訟などなかったので「まずこれで良いか」と私は考えています。

そもそも、旧民法の「祖先祭祀承継は家督相続の特権に属す」（旧民法987条）とした家督相続の根幹をなすものですから、均分相続へと大転換を図った際、これまでの「家」を解体することで家督相続人が不存在となったため、祭祀財産の取り扱いを如何にせよ良いかについての、苦肉

の策であったと私は理解しています。

先に紹介した「民法Ⅲ」とほぼ同時期の1956年に、日本評論社から「戦後における民法改正の経過」という我妻栄先生ほか7名の座談会を取りまとめた書物が刊行されています。読み物としても面白く、価値観が「家」から「個人」へと大転換する民法の改正作業はさぞかし大変であっただろうと労苦が偲ばれます。

負担付遺贈で死後事務履行の約束を確実にする

前項では、人の死による遺体の始末をどうするかについて述べました。これを前提に、一定の手続きがしてあれば、その仕事は他人でも出来ることと分かりました。

祭祀を主宰すべき者、すなわち死者の葬儀などの死後事務を司る喪主は、りすシステム故、親族などからクレームがつく心配はなくなりました。

しかし死後に葬儀を行うには、お金が必要ですが、そのお金は本人に準備してもらわなければなりません。準備されているお金は死後誰からもらうのか。これも問題です。死んだ人が依頼したのですから、お金も死んだ人からもらわなければなりません。

喪主はりすシステムに頼むと書いてあればOKですが、実際の葬儀の仕事を頼まなければ、葬儀は出来ません。

寺の顧問弁護士に色々相談しましたが、今一つすつきりしません。

人の一生を自分の意思でしめくくる重要な契約ですから、その契約の方式は公正証書契約でなければならぬと考えました。

30数年前のことです。法務省に電話で「公証人」の組合のようなものはないか、と問い合わせると「日本公証人連合会」という公証人の全国組織があることを教えてくれました。

法務省の担当者は親切な方で、事務局では私の質問に答えられる者がいないので、会長が五反田公証役場の柳川俊一公証人なので、連絡先を教えてくださいましたので、早速アポイントを取り、柳川先生をお訪ねしました。

柳川先生は「そんな大変なことを小さな寺の事業として行うのは無理だから止めるように」と諭されましたが、私は「葬儀などを行ってくれる身内も近所の人との交際もないので困っているので何とかして欲しいと懇願されているのです。何とかしなければならぬのです。法律的に有効となる公正証書を作ってほしい……」とお願いしました。

実は入れるお墓がなくて困っている人がいるので、誰もが自由に入れる『もやいの碑』という合葬式のお墓を恩師の勧めで既に建立し、数百名の方が会員登録しているが、その人々からお墓のことは『もやいの碑』が出来て安心したが、その手前の葬儀が出来なくては困ると懇願されている……という経緯も柳川先生に訴えたのです。すると、柳川先生は私の熱意と根気にほだされ

たのか、民法には「負担付遺贈」という条文がある。これは、例えばりすシステムに必要な資金を遺贈するので、死後事務一式を行ってほしい、という遺言をすれば、りすシステムは遺贈を受けた財産の範囲で葬儀などの仕事をすれば良い。

そのうえ、本人が死んだ時点でその負担の履行が難しいと思ったら、無条件で断ることも出来る。「負担付遺贈」というのは、遺言でなければ効力は生じない。自筆遺言でも良いが、依頼人としては人生で大きな決断をして決めたものだろうから、公正証書遺言にしておくことが良いだろう、と教えて下さったのです。

遺言は皆さんご承知のように、財産をあげると言われても断ることが出来る。ましてや、死後事務の履行という大仕事の負担がついていればなおさらです。柳川先生の度重なるご忠告にも関わらず、遺言だけだと、せっかく死後のことを決めて、りすシステムに託した人が、死後りすシステムに断られると、依頼者は困るだろう、これだと仏作って魂入れずになる、と考えて、遺言による負担付遺贈をりすシステムは放棄しない旨の、死後事務委任契約を私署証書契約で遺し、契約者の皆さんに安心して頂ける内容にしたのです。

住居の片付けまで、祭祀主宰か

他人の葬儀などを行うための資格はなんとかクリア出来ました。負担付遺贈というお金を支払わなければ、死後事務の履行はしなくてもよい、と

いう取り決めによって、その費用を確実にいただく方法も目処がつかまりました。

ところが、住居の片付け、公共料金の支払いなど、祭祀主宰者の資格で仕事が出来るか否かで悩みました。そんな時、1992年に最高裁判所が画期的な判決を下しました。

生前に結んだ委任契約は委任者の死亡により終了するという「民法653条1項」について、死後も有効だという判決を最高裁が出したのです。

法律の条文でダメというのがなぜダメにならずに有効になるのか不思議でした。判決文を良く読んでみると、次のようなことが分かりました。

①民法の規定には任意規定と強行規定の2種類がある。例えば、婚姻は18歳にならないとできないとか（民法731条）、配偶者のある者は重ねて婚姻できない（民法732条）。これらは強行規定なので、当事者間でそれ以外の合意があってもその法律に従わなければ、その法律行為は無効になる。しかし、任意規定は、そもそも当事者同士の意思の合致により成立するもの故、当事者間でこの約束は死後も有効であるの特約があれば、特約が優先する。この最高裁判決がすごいのは、死後も有効であるという特約があったわけではないのだけど、死後の仕事を他人に頼むのに死後その契約は白紙に戻ると考えたわけではなく、むしろ死後も有効だとい

う「内意を包含」していると最高裁は認めただけです。

②この裁判は、一審の徳島地裁では、無効と訴えた原告勝訴、2審の高松高裁も原告勝訴となり、最高裁では逆転して原告敗訴となったものです。

この事件の内容は、法定相続人の姪が一人いるAさんは、友人のBさんに、死後に清算しなければならぬ医療費の支払いや家政婦さんなど生前お世話になった方々への謝礼、死後の葬儀、火葬、法要、納骨などの一切をBさんに託しました。その原資として通帳と印鑑を、AさんはBさんに託したというものです。

これに対し、四十九日の法要も終わったころ、姪のCさんが、葬儀、火葬、法要などは良いが、家政婦さんへの謝礼などについては、叔母Aの死亡により叔母の財産の全ては唯一の相続人である私Cが相続する財産である。つまり、Cの財産をBが勝手に処分したことは許せないの、謝礼として支出した財産および残金をすべてを返還するよつにという主旨の訴訟でした。

③最高裁の判決は謝礼などで支払い済みの金額の返還、残金の全額は今後Aさんの法要など支払いが発生する可能性があるため、返還は不要と

したのです。

その当時、私たちは大喜びをして、柳川先生に遺言でなく「負担付贈与契約」ではダメですかと申し上げたのですが、柳川先生は判例がないからダメだとおっしゃられました。

余談ですが、1990年代は、公正証書遺言を金融機関に提示しても、遺産分割協議書がなければ預金などの払い戻しには応じないという時代でした。

日本公証人連合会の仕事の一つが、銀行協会などに公正証書の遺言を提示したものに、預貯金などの払い戻しをして欲しいと要望していたとお話も聞かされました。

総合保証パックを作った趣旨について

多くの方々にご経験があると思いますが、救急車で病院に搬送された場合は「救命」が最優先ですから、身元引受保証人など厳格に求められま

せん。しかし、危急性を脱して次の医療機関などに転院あるいは、自立した生活が困難な場合は、施設などの入居が必要になることが多々あります。

その際の入院や入居については、身元引受保証は必須となります。その対応として、手続きが迅速に出来るようにとの趣旨でこのように利用者の利便性を図るための窮余の一策として作ったのが「総合保証パック」だったので。現在各種の見

直しをすすめているなかで、その一環として総合保証パックの見直しもする予定です。

世間では、「失われた30年」といって負の意味でバブル経済破綻後の30年を評価する向きが多いようですが、デフレ経済で全ての物の値段が比較的安定していたことで、生前契約のような長期間経過後にサービスの提供時期が到来する仕組みとしては好都合でした。

しかし、コロナ禍後の物価上昇は異常ともいえる状況に頭を悩ませています。このような物価の大幅高騰こうきょに対応するため、各種サービス料金の改定作業をしておりますので、改定案がまとも次第、皆様にご説明、お願いする予定でございます。

国の借金は1200兆円を超えている

周知のように、国の借金は年々歳増え続け、2023年3月末までで1270兆4990億円と発表されています。これは、今日生まれた赤子から百歳を超えた高齢者などすべての日本国民1人当たり1000万円以上の借金があるという額です。GDP国内総生産が、約550兆円ですから、2倍以上になります。

私達の常識では、これだけ借金があるのだから、収入が予定以上あれば少しでも借金を減らしたいと考えるのが常識というものです。ところが、時の総理岸田さんには、国の借金を返済しようという意識が全くなく、予定より税収が多かったので、その分国民一人当たり4万円を配るそうです。

この話にはオチがあつて、国の財布を預かつている財務大臣が国会で「お金は既に支出済みなので新たに借金をして、国民に配る必要がある」と答弁したのです。家計でいえば、住宅ローンの元利が払えなければ、自己破産でもしなければという状況が続いています。廻りくどくありませんが、私達が銀行からローンを借りるには、返済計画があつて、返済出来ることを確認したうえで、その範囲しかお金は借りられませんよね。

もちろん、国の借金の場合は厳しく法律で規制されています。ご承知の方が多いと思いますが、財政法という法律が1947年に制定されています。この法律の起案者であつた平井平治氏は「公債（国債など）のないところに戦争はないと断言し得る」さらに「本条（財政法4条）は憲法の戦争放棄の規定を裏書保証するものでもあると言い得る」との名言を遺しておられます。

財政法の条文にこの種のフレーズは皆無ですが、公債発行は次のような条文で、原則禁じています。

第4条 「国の歳出は、公債または借入金以外の歳入を以つて、その財源としなければならない」としつつ但書きで、公債の発行を容認しています。

「公共事業費の出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は、借入金をなすことは出来る」としていません。

4条②では、「借入金、公債の発行をなす時は

償還計画を国会に提出しなければならない」

第5条では「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別な事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない」としています。

因みにですが、このような法律があるにもかかわらず、2023年3月末の日銀の国債保有残高が、576兆円でその比率は53%を超えています。です。

私は金融のことは素人で、素人があれこれ言うのはいかなものかとの思いもありますが、敢えて申します。

素人の私だって、日本銀行はお金を発行している国の機関ですからなんの裏付けもなく、どんどん発行された国債を日銀が引き受ける、しかも国債発行額の半分以上も保有しているというのは異常としか言いようがありません。

専門家は、日本の国債は90%以上を国と個人が保有しているので数年前に大きな話題となっていたギリシャのようなことにはならない、と主張しています。

国債は、国が背負っている借金ですから、国内だろうが日銀だろうが、踏み倒して良いことにはならないと思うのです。

第2次世界大戦時に国債を乱発し、分不相応の費用をかけて戦争を行い、多くの人命を失った過

去の教訓から国家予算は借金を当てにして編成してはならないと、財政法で規定してあるのです。

これまでも申し上げているように、契約者の葬儀などの費用50億を超える皆様のお金を国債で保全しているのですから、国債が踏み倒されるような事態は断じて回避しなければなりません。

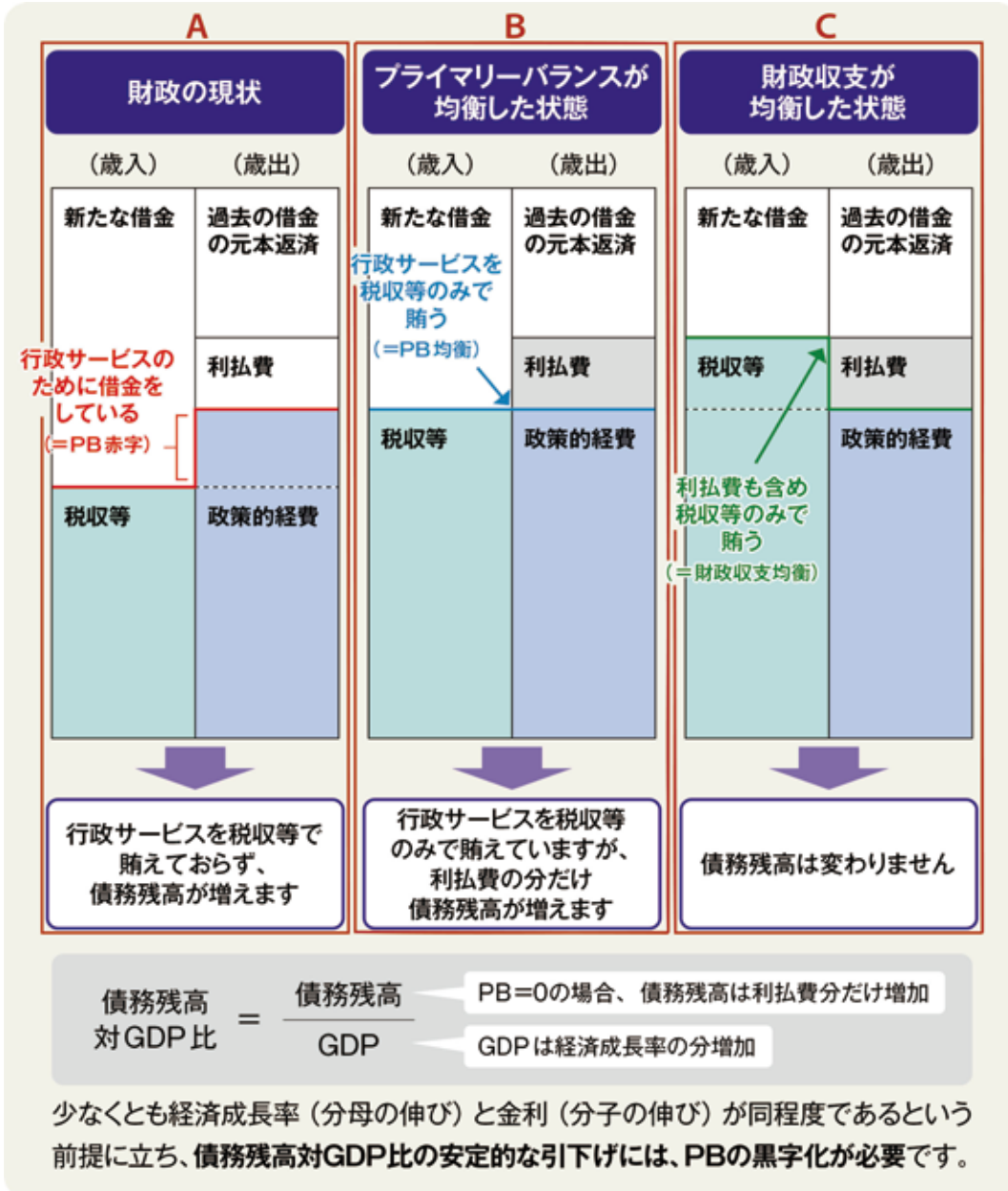
国が借金をするためには、必ず国会の議決が必要。その国会議員を選ぶのは私達国民一人一人なのです。となれば、国債がき損するのもし自己責任ということになります。

PB（プライマリーバランス）という用語がほとんどメディアに登場しなくなったのが気になる。です。

それではPBとはどんな意味か、財務省によると「プライマリーバランスとは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等で賄っているかどうかを示す指標です。現在、日本のPBは赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況」です。

財務省資料による左ページの図A・B・Cですが、現在はAの状態、国の財政としては危険な状況にあり、問題です。私たちの家計でいえば、収入のなかで住宅ローンの元金はもちろん、利息も払えない。加えて生活費が足りない状況です。

このAの状況を何とか脱して、毎年の収入（税金など）で家計費だけは賄うという計画をたてましたが、一度も達成していないのです。



Bの状態が続けば、利息が払えていないので利息がどんどん増えますが借入（国債）の残高は増えません。借金の元金は減らないが利息だけでも税収で賄うというのがCです。Cまでになれば、借入金のお金を少しずつ返済すれば無借金財政が

可能になります。「国民及び地方の長期債務残高」という財務省の資料によると、30年前の1990年に国の債務残高は、266兆円だったのが2023年3月には1270兆円となりました。

33年間で4・77倍に国の借金が増えているのです。単純計算すると毎年28・5兆円借金を増やしてきたこととなります。

この借金そして今後の日本国の財政をどのようにするのかという計画がないわけではないのでしようが、何度作っても一度だって達成されることがないので、財務省の官僚の皆さんもイイ加減にしてくれ！ という心境だと思います。

生前契約は約4400名の利用者が将来亡くなった際の死後事務履行の原資を決済機構がお預かりしており、その原資約50億円を国債などで保全していますので、国の財政状況には、いわば債権者として強い関心を持っています。

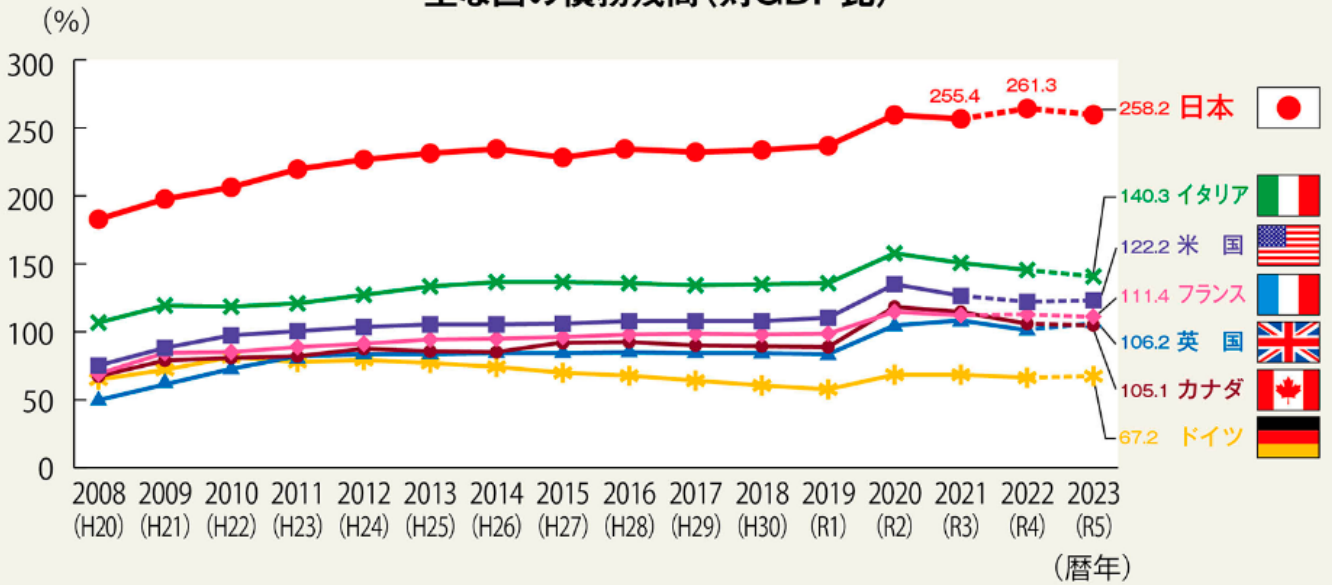
現在、国の借金はGDPの2倍以上で、G7各国に比べ、群を抜いて高いのが、次ページの財務省資料のグラフでよくわかります。じっくり眺めてみてください。

2023年7月に発表された国民生活世論調査によると2021年の相対的貧困率は15・4%。ちなみに、米国は15・1%、韓国15・3%で、日本は世界の「貧困大国」になっているそうです。国が世界に類を見ない借金大国ですから、国民が貧しくなるのは当たり前でしょう。働く人の賃金も今や韓国に抜かれました。

世界の留学生は約3倍に増えているが、日本への留学生は2000年の統計で全体の3・6%しかいないそうです。

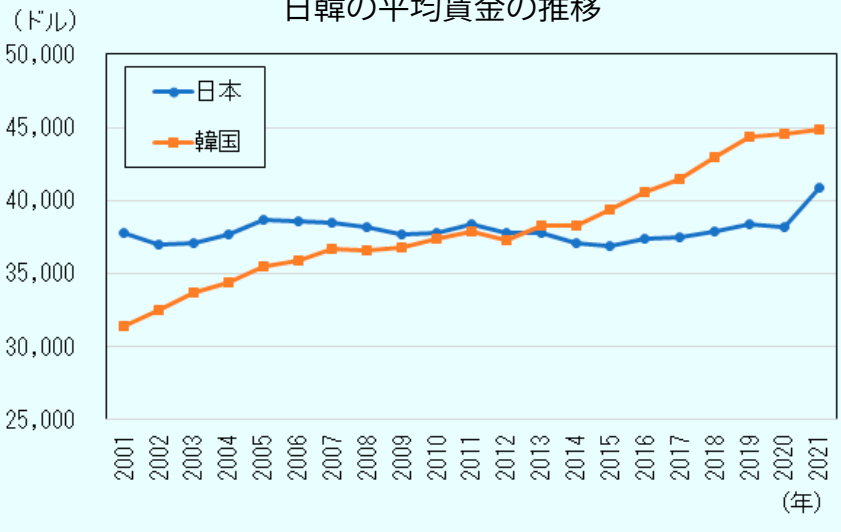
今世紀の初頭2002年には、中国と日本では

主な国の債務残高(対GDP比)



(出所) IMF "World Economic Outlook" (2023年4月)
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 日本、米国及びフランスは、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

日韓の平均賃金の推移



(出典 JETRO ホームページより)

ほぼ同じぐらいであったが、最近では10万人ほど中国で留学する人々が多くなっています。(次ページの図、出典…文部科学省)

日本語に「ふんだりけつたり」という言葉がありますが、今日の日本という国は、国の借金は返済不可能と思えるほど莫大な額、貧困率は高い、賃金額も10年前に比較し、お隣

の韓国より低くなった。留学生は世界的に多くなってきているが中国より10万人も少ない。日本で海外に留学する人は2004年をピークに減少している。その他調べればどんどんマイナスの情報が出てくると思います。

たびたび言いますが、こんな斜陽な国の政府の国債(即ち契約者の皆さんからお預かりしているお金の)残高が50億円もあるのです。どうしたらよいでしょうか、悩ましい限りです。

ここ数年で満期を迎える国債があるのですが、それをどうするか、りすシステムと決済機構とで本気で協議する必要があります。

20年前、私は全国を廻って生前契約の説明をしました。その際、「NPO 決済機構に葬儀などの死後事務履行の費用として預託していただいたお金は国債で保全する」と説明すると「国債、大丈夫か?」という質問が必ず出ていました。

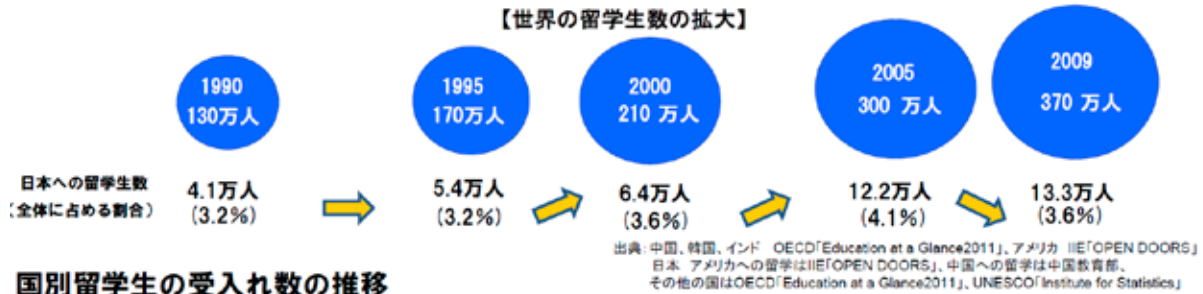
その質問に対し、私は国債がはじけるときは年金だってだめになるでしょう。生前契約は日本国と運命をともにする以外の選択肢はないと申し上げたものです。

今はどうか? と問われても、その答えは変わりません。

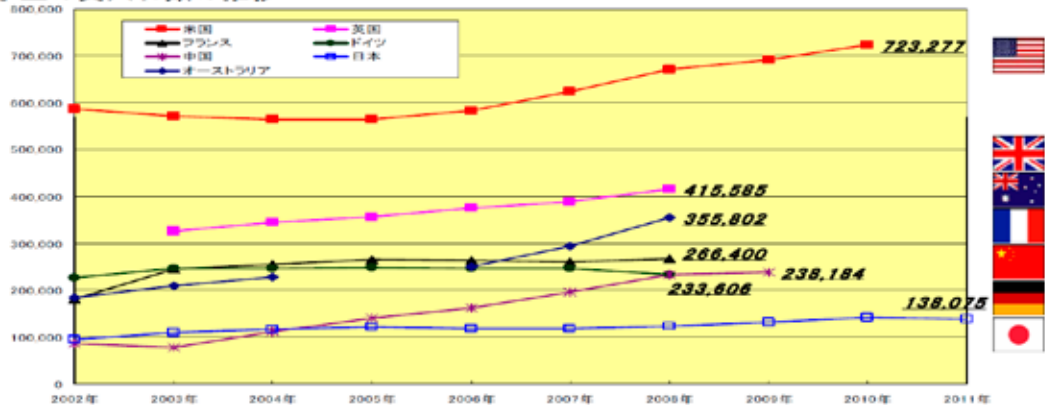
NPOは政治活動を禁じられてい

世界の留学生数と各国の海外留学生の推移

- 20年間で、世界全体の留学生は約3倍に増加し370万人。そのうち、日本への留学生の割合は3.6%にとどまる。
- 日本の留学生の受け入れ数は10年前と比べて増加しているが、主要国と比べると少ない。(米国の約2割、英国の約3割)



国別留学生の受け入れ数の推移



ますので、これから政党をつくるわけにはいかず悩ましい日々です。

20年前には、政治や政治家がここまで劣化するとは思いませんでした。特に、我が国には平和憲法が「お守り」になるので、現在のような軍備拡張などが我が国で横行するとは思いませんでした。

安倍晋三氏によって、憲法が壊されたのです。さらに、政権の延命という自己保身を考える、岸田首相が想定外の手を打ってきました。岸田さんは宏池会出身だから油断したのが過ちだったのです。岸田さんに忠告します。まず、あなたはどこの国の首相ですか？というより、米国大統領の子分として日本という国を売るのかそれとも思いとどまるのか運命の分かれ目ですよ。

わが国の内閣は対米追従でない
いと長持ちしない

岸田内閣の今後を占ううえでも参考になるデータをご紹介

介しておきます。戦後の歴史観について、米国との関係について3つに分けたものです。

ネタ元は「戦後史の正体1945〜2012」という書物で、著者は孫崎亨(まてなまき)という元外交官です。孫崎先生は、1943年生まれで、私より6歳若い方で東大在学中に外交官試験に受かって大学を中退して外交官になったという、秀才な方だと思います。

孫崎先生には10年ほど前からご縁をいただいて、国際外交問題で何かとご指導いただいたりします。先生は、外交官としてのご経歴がすごくて、イラン大使などを歴任され、外務省の国際情報局長、防衛大学教授を歴任されたとなれば、政権批判などはご法度と思いきや、然に非ず、辛口の評論は小気味良いので、私は先生の大ファンです。

この本の367ページから368ページに戦後1945年からの総理大臣の傾向を①自主派、②対米追従派、③一部抵抗派、の3つに分類しておられるので、次ページにご紹介します。

孫崎先生は、このように分類した結果について次のようにコメントしていますので、少々長くなりますが、このコメントは現在の日本の政治や岸田文雄首相を適切に評価するうえで大いに参考になると私は思いますので、掲載させていただきます。(前掲書368〜372ページ)

こうした分類でみると、長期政権となった吉田茂、池田勇人、中曽根康弘、小泉純一郎の各首相は、いずれも「対米追従」のグループに属してい

ます。

年代的にみると、1990年代以降、積極的な自主派はほとんどいません。細川と鳩山という、自民党から政権を奪った首相がふたりいるだけです。しかもどちらも九カ月弱という、きわめて短命な政権に終わりました。それ以前の歴史をみても、いわゆる「自主派」とみられる首相は、佐藤首相をのぞいて、だいたい米国の関与によって短期政権に終わっています。

ここで指摘しておきたいのは、占領期以降、日本の社会のなかに「自主派」の首相をひきずりおろし、「対米追随派」にすげかえるためのシステムが埋めこまれているということです。

ひとつは検察です。なかでも特捜部はしばしば政治家を起訴してきました。この特捜部の前身はGHQの指揮下にあった「隠匿退蔵物資事件捜査部」です。終戦直後、日本人が隠した「お宝」を探

①自主派（積極的に現状を変えようと米国に働きかけた人たち）

- 重光葵^{まもる}（降伏直後の軍事植民地化政策を阻止。のちに米軍完全撤退案を米国に示す）
- 石橋湛山^{たんざん}（敗戦直後、膨大な米軍駐留経費の削減を求める）
- 芦田均^{ひとし}（外相時代、米国に対し米軍の「有事駐留案」を示す）
- 岸信介^{のぶすけ}（従属色の強い旧安保条約を改定。さらに、米軍基地の治外法権を認めた行政協定の見直しも行おうと試みる）
- 鳩山一郎（対米自主路線をとるなえ、米軍が敵視するソ連との国交回復を実現）
- 佐藤栄作（ベトナム戦争で沖縄の米軍基地の価値が高まるなか、沖縄返還を実現）
- 田中角栄（米国の強い反対を押し切って、日中国交回復を実現）
- 福田赳夫^{たけお}（ASEAN外交を推進するなど、米国一辺倒でない外交を展開）
- 宮沢喜一（基本的に対米協調。しかしクリントン大統領に対しては、対等以上の態度で交渉）
- 細川護熙^{もりひろ}（「樋口レポート」の作成を指示。「日米同盟」よりも「多角的安全保障」を重視）
- 鳩山由紀夫（「普天間基地の県外、国外への移設」と「東アジア共同体」を提唱）

②対米追随派

（米国に従い、その信頼を得ることで国益を最大にしようとした人たち）

- 吉田茂（安全保障と経済の両面で、極めて強い対米従属路線をとる）
- 池田勇人（安保闘争以降、安全保障問題を封印し、経済に特化）
- 三木武夫（米国が嫌った田中角栄を裁判で有罪にするため、特別な行動をとる）
- 中曽根康弘（安全保障面では「日本は不沈空母になる」発言、経済面ではプラザ合意で円高基調の土台をつくる）
- 小泉純一郎（安全保障では、自衛隊の海外派遣、経済では郵政民営化など制度の米国化推進）
他、海部俊樹、小淵恵三、森喜朗、安倍晋三、麻生太郎、菅直人、野田佳彦

③一部抵抗派（特定の問題について米国からの圧力に抵抗した人たち）

- 鈴木善幸（米国からの防衛費増額要請を拒否。米国との軍事協力は行わないと明言）
- 竹下登（金融面では協力。その一方、安全保障面では米国が世界的規模で自衛隊が協力するよう要請してきたことに抵抗）
- 橋本龍太郎（長野五輪中の米軍の武力行使自粛を要求。「米国債を大幅に売りたい」発言）
- 福田康夫（アフガンへの陸上自衛隊の大規模派遣要求を拒否。破綻寸前の米金融会社への巨額融資に消極的姿勢）

し出しGHQに差し出すのがその役目でした。したがって検察特捜部は、創設当初からの組織よりも米国と密接な関係を維持してきました。

次に報道です。米国は政治を運営するマスコミの役割を強く認識しています。占領期から今日まで、米国は日本の大手マスコミの中に、「米国と特別な関係をもつ人々」を育成してきました。占領時代はしかたがなかったかもしれませんが。しかし今日もまだ続いているのは異常です。さらには外務省、防衛省、財務省、大学などのなかにも、「米国と特別な関係をもつ人びと」が育成されています。

① 占領軍の指示により公職追放する。

鳩山一郎、石橋湛山

② 検察が起訴し、マスコミが大々的に報道し、政治生命を絶つ

芦田均、田中角栄、すこし異色ですが小沢一郎

③ 政権内の重要人物を切ることを求め、結果的に崩壊させる

片山哲、細川護熙

④ 米国が支持していないことを強調し、党内の反対勢力の勢いを強める

鳩山由紀夫、福田康夫

⑤ 選挙で敗北

宮沢喜一

⑥ 大衆を動員し、政権を崩壊させる
岸信介

この六つのパターンのいずれにおいても、大手マスコミが連動して、それぞれの首相に反対する強力なキャンペーンを行っています。今回、戦後七〇年の歴史をふり返ってみて、改めてマスコミが日本の政変に深く関与している事実を知りました。

このように米国は、好ましくないと思う日本の首相を、いくつかのシステムを駆使して排除することができます。難しいことはありません。たとえば米国の大統領が日本の首相となかなか会ってくれず、そのことを大手メディアが問題にすれば、それだけで政権がもちません。それが日本の現実なのです。

しかし都合の悪い首相を排除したあと、その次の首相を米国が自由にきめられるかといえばそうはいかないのが歴史のおもしろいところ。やはり一国の指導者になるためには、その人物の人間性や力量も必要ですし、なによりその指導者を支える社会的背景や勢力が必要です。そうしたさまざまな条件を総合的に「コントロール」することは、不確定要素が多いので非常に困難なのです。これは日本以外の国も同じで、米国はよく自国にとって都合のわるい政権を転覆させますが、そのあとに生まれたものもつと反米的な政権だったということはよくあります。私がかつて大使として

て赴任したイランや、サダム・フセイン後のイラクが、その代表的な例といえるでしょう。

ではそうした国際政治の現実の中で、日本はどう生きていけばよいのか。

本書で紹介した石橋湛山の言葉に大きなヒントがあります。終戦直後、ふくれあがるGHQの駐留経費を削減しようとした石橋大蔵大臣は、すぐに公職追放されてしまいます。そのとき彼はこういつているのです。

「あとにつづいて出てくる大蔵大臣が、おれと同じような態度をとることだな。そうするとまた追放になるかもしれないが、まあ、それを二、三年つづければ、GHQ当局もいつかは反省するだろう」

そうです。先にのべたとおり、米国は本気になればいつでも日本の政権をつぶすことができます。しかしその次に成立するのも、基本的には日本の民意を反映した政権です。ですからその次の政権と首相が、そこであきらめたり、おじけづいたり、みずからの権力欲や功名心を優先させたりせず、またがんばればいいのです。自分を選んでくれた国民のために。それを現実に実行したのが、カナダの首相たちでした。まずカナダのピアソン首相が米国内で北爆反対の演説をして、翌日ジョンソン大統領に文字どおりつるしあげられました。カナダは自国の一〇倍以上の国力をもつ米国と隣り合っており、米国からつねに強い圧力をかけられています。しかしカナダはピアソンの退

任後も、歴代の首相たちが「米国に対し、毅然と物をいう伝統」をもちつづけ、二〇〇三年には「国連安全保障理事会の承認がない」というまったくの正論によって、イラク戦争への参加を拒否しました。国民もその七割がその決断を支持しました。

いま、カナダ外務省の建物はピアソン・ビルとよばれています。カナダ最大の国際空港も、トロント・ピアソン国際空港と名づけられています。カナダ人は、ピアソンがジョンソン大統領につるしあげられた事実を知らずに、外務省をピアソン・ビルとよんだり、自国で最大の飛行場をピアソン空港と呼んでいるわけではありません。そこには、

「米国と対峙していくことはきびしいことだ。しかし、それでもわれわれ毅然として生きていこう。ときに不幸な目にあうかもしれない。でもそれをみんなで乗りこえていこう」という強いメッセージがこめられているのです。

日本は独立国といえるのか

わが国は1945年（昭和20年）無条件降伏し被占領国となりました。

そして6年後の1951年のサンフランシスコ講和条約が締結されたことで、被占領国という名称を隠し、形だけの独立国の地位を得ました。しかし、講和条約調印の日、日米安全保障条約と行政協定（日米地位協定）が日本側は吉田茂のみで米国はアチソン國務長官、ダレス特使、ワイリーおよびブリッジス両上院議員の4名、という少数で、秘密裡に調印しなければならぬような条約や協定で、米国の意に沿うことを約束させられたでしょう。もつと言えば、米国はその必要がなくなるまで無期限に基地を利用し続けることで、日本は形だけの独立を得たと行って良いと思えます。

その後70数年、自主派、対米追随派のせめぎ合いで日本の国の舵取りがおこなわれましたが、様々な仕掛けにより、米国追随派が必ず勝つというゲームを演じてきたと言つて良いと思います。さて、本題の国債の問題ですが、究極的には、何が米国の利益になるかによって決まる話だということをお願いたくて、様々な資料を使いつつ述べてきました。

4月に生れたひ孫が物心ついたら、「お前の生まれた国が悪かったのだ、勘弁しろ」とでも言い聞かせなければと思っています。だって、日本は

今に至るも被占領国なんですから……。

米国の日本占領はいつ終わる？

敗戦から78年を孫崎先生の著書「戦後史の正体」を手掛かりに考察しましたが、日本という国が真の独立国家となり得るのは、自力ではほとんど難しいという結論を得ました。孫崎先生は米国の隣のカナダについての事情を語って下さいましたが、今、そしてこれから近未来の日本人にカナダの人々の真似は出来ないと思います。

結論として、日本が真の独立国になれるのは、米国にとって日本が不要になった時、としか言いようがありません。

私がこれから50年も生きながらえることが可能であれば「非武装宣言」を行い、警察と海上保安庁以外、一切の武器を捨てて、丸腰になって日米安全保障条約は「友好平和条約」に改変する。

さらに、中国、北朝鮮その他、アジアの隣国との間で、「相互不可侵平和友好条約」を締結し、真正正銘の非武装平和国家を目指すために一身を投げ打ちます。

明日をもちからない老人のタワゴトとしてお聞きください。（以上）



孫崎亨
「戦後史の正体 1945～2012」
創元社、2012



健康維持に役立つ草木

東京大学名誉教授

谷田貝 光克

身近な草木に秘めたる力

ふだん食したり接したりしている草木に健康維持に役立つものがあります。知らず知らずのうちにその恩恵に浴しているのです。ここではそのいくつかの例をご紹介します。

がんを抑える

現在一番恐れられている病気ががんかもしれません。日本人が一生のうちにごんと診断される確率は2019年の国立がん研究センターの情報によると男性が65・5%、女性が51・2%ということです。どちらも高い割合ですがそれに対抗すべく医学の進歩にも目覚ましいものがあり、また年々その治療薬にも大きな進歩がみられるのが現状です。一昔前には結核は死の病として恐れられていましたが医学の進歩によって解決されてきました。がんという病気にもそのような時期が近い

将来くることでしよう。

以前にタイヘイヨウイチイに含まれるタキソールという化合物から抗がん剤が作られたことをご紹介しますが、意外に身近な草木にも腫瘍細胞の増殖を抑制するような成分が含まれていることが分かっています。そのいくつかをご紹介します。

その一つがワサビなどのアブラナ科植物です。ワサビはカラシ油配糖体グルコシノレートという成分を含んでいますが、この成分は酵素によっ



ダイコン・ブロッコリー
ヒト大腸がん細胞の増殖を抑制する働き



タマネギ・ニンニク
胃がんや大腸がん細胞の増殖を抑制する働き



てイソチオシアネートというワサビの辛味成分になります。このイソチオシアネートにがん細胞の増殖を抑制する働きがあるのです。同じアブラナ科のブロッコリーやダイコンの新芽からのイソチオシアネートにもヒト大腸がん細胞の増殖を抑制する働きがあることが分かっています。

タマネギは抗菌性や血流促進などの作用があることで知られていますが、また胃がんや大腸がん細胞を抑制する働きがあることが確認されています。同じネギ属のニンニクにも同じような働きが見いだされています。

ショウガは生薬名を生姜（しょうきょう）や乾姜（かんきょう）と言い芳香性健胃薬として用いられていますが、潰瘍を抑制する作用があります。同じショウガの仲間のウコンはクルク

ミンという黄色の色素を含み、カレーのスパイス「ターメリック」として知られていますが、食欲増進のほか、肝臓の機能強化、抗酸化作用などがあることが知られています。



ショウガ
潰瘍を抑制する作用

ウコンにはいくつかの種類がありますが、ハルウコンの根茎は姜黄(きょうおう)の名で知られ健胃の効果がありますが、子宮がんにも効果があることも知られています。

最近木の香りで人気を博しているのがクロモジの精油です。クロモジと言えば楊枝を指すまでに和菓子の楊枝に使われてきました。クロモジはス



クロモジ
香りにリラックス効果や
白血球抑制効果

ギンナなどの下層植生として分布しています。その枝葉の精油のおだやかな香りにはリラックス効果がありますが、白血球抑制効果があることも最近わかりました。身近に使われてきたものでも視点を考えることで新たな働きが見出されています。

マツの生理作用

スギ、ヒノキと共にわが国では身近に存在し、なじみの深いマツ。マツの葉をお茶として飲むとコレステロールを減らし、高血圧の予防にもなると言われています。食欲不振や滋養強壮、冷え症などにも効果があり民間で利用されてきました。

中国では松葉の香りががんの抑制に効果があると言われ長く民間薬として使われてきました。最近になりその効果が科学的に証明されています。松葉の水蒸気蒸留で得た精油に肝臓がんの増殖を抑制する効果があることが分かったのです。さらにその有効成分がα(アルファ)ーピネンであることも突き止められました。

ほかにαーピネンが肺がん、前立腺がん、メラノーマ(黒色腫)の増殖を抑制することも明らかにされています。

新緑の時期にマツ林や松並木を歩くと風に乗ってさわやかな香りが漂います。少しばかりヤニ臭くもあるこの香りの主体がαーピネンという香り

成分です。αーピネンは多かれ少なかれ多くの木に含まれているごく普通の成分ですが、特にマツに多く含まれます。木には50〜100種類ほどの香り成分が含まれていますが、αーピネンは揮発性が高いので大気中に発散されやすく木の香りとして感じる人が多いのです。森林浴でリラックス気分を味わえるのにもαーピネンの香りが大きく関わっています。αーピネンには血流を促進し、またストレスをやわらげる働きがあることもわかっています。睡眠効率の向上にも役立つこともわかっています。αーピネンの雰囲気のもとでは寝つきが早く、中途の覚醒時間が短いので睡眠効率が高いのです。

マツ
精油に肝臓がんの増殖を抑制する効果



ヒバの香りは胃がんを抑制

ヒノキ科でわが国の固有種ヒバは、アスナロの名でも知られています。ヒノキよりも劣るので明日はヒノキになるうという事でアスナロの名がついたと言われていますが、ヒノキに劣ることな

く耐久性はおそらく国産の樹種では最高の部類に属します。耐久性の高いことで神社仏閣に使用され、平泉中尊寺や弘前城などの歴史ある建造物に使われています。

ヒバの香りには抗菌作用やシロアリやダニに対する抗害虫作用が知られていますが、がんを抑制する作用も見出されています。ヒバの精油が胃がん細胞の増殖を抑制するのです。それも精油が気化した状態で効果があることが分かっています。マウスを使った実験では胃がん細胞を腹腔内に注入し、ヒバの香りの下で飼育した場合には胃がん細胞の転移が抑制される結果も出されています。通常の試験はがん細胞に精油などの試料を添加してその効果を見ることが多いのですが、空气中に存在する状態で効果があるということは精油の利用方法に幅が出来ることとなります。

ヒバ
香りに抗害虫作用、がん抑制作用。精油は胃がん細胞の増殖を抑制する働き。



こんな植物にも健康維持に役立つものが

ゴボウは根を食用にしますが整腸作用があることで知られています。中国では根を発汗利尿作用に用い、種子を咽喉痛、解毒に用いています。しかし、葉はほとんど食されていないし、利用されてもいません。ところが葉に含まれるエキスに脂肪蓄積抑制作用があることが報告されています。メタボリックシンドローム予防に役立つのです。

ヒノキ
肥満抑制効果



ワサビ
葉柄成分には骨組織のカルシウムを増やす効果



建築材として用いられるわが国固有の木、ヒノキの材の精油にも脂肪蓄積抑制作用、すなわち肥満抑制効果があることが確認されています。ヒノキ精油はスギ、ヒバなどと共に最近では和の香りとしてアロマテラピーや様々な製品に添加されて

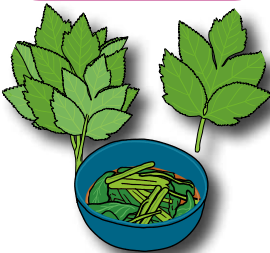
利用されています。

根茎をすりおろして食卓に添え、辛さが食を誘うワサビですが、葉や茎もワサビ漬けや汁物に添えて使われます。その葉柄成分には骨組織のカルシウムを増やす効果があるのです。骨密度の減少にも役立つワサビの葉はワサビの陰に隠れた裏役としての働きをしていると言えるかもしれません。

今日摘んでも明日には葉が出るというのでその名があるアシタバ。ビタミンやミネラルを豊富に含み、さらにはからだにプラスに働くポリフェノール類も含んでいますので健康食品として人気があります。そのアシタバポリフェノールには血糖値の上昇を抑制する作用があるのです。

身近な植物にもまだまだ私たちの知らない働きがあるのです。その作用が最近科学の力で明らかにされてきています、私たちはこれまでもしらすしらすのうちを経験的にも植物の恵みに触れてきていると言えるでしょう。

アシタバ
血糖値の上昇を抑制する作用



公的年金のやさしいお話 ⑭

「年収の壁崩れ

パート・アルバイトの方の働き方が変わる！」

株式会社ジエイ・サポート代表取締役
社会保険労務士原令子事務所所長

原 令子



こんにちは、社会保険労務士の原令子です。秋も深まり、木々が色づく風景の中で、ひときわ鮮やかな色を纏^{まと}うのはやはり、「もみじ」ですね。美しく色づくもみじを探しに、今日は少し遠くまで散歩の足を伸ばしてみませんか？ きつと元気が湧いてきますよ。

さて、今回は、従業員101人以上の規模の事業所に雇用されているパートタイマー（以下パートと記載）・アルバイトの人の働き方を変える「年収の壁・支援強化パッケージ」を紹介します。

このパッケージは、「年収の壁」を意識しながら働いてきたパート・アルバイトの方が、ご本人の希望に応じて可能な限り働くことが出来る環境を作るための国の施策です。背景には、わが国が2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体が労働力不足に陥ると見込まれることが挙げられています。

まずは、これまでパート・アルバイトの人が、

もっと働きたくても、働けない原因であった「年収の壁」から説明をしましょう。

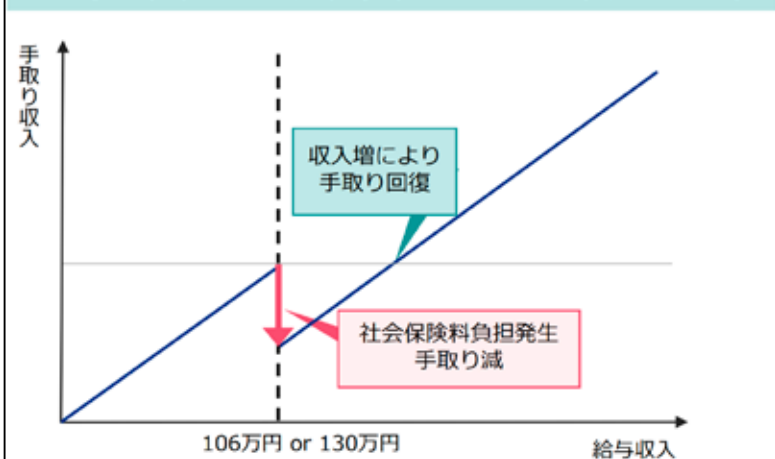
1. 「年収の壁」とは？

「年収の壁」は、2種類あり、一つは「106万円の壁」、もう一つは「130万円の壁」です。この壁の手前で立ち止まるべきか、それとも乗り越えて進むべきか、パート・アルバイトとして働いている人なら、一度は悩んだことがあるのではないのでしょうか？

「106万円の壁」とは、従業員が101人以上いる企業で、週所定労働時間が20時間以上、かつ、年収が106万円以上のパート・アルバイトの人に、被用者保険（厚生年金・健康保険）が適用されるといふものです。適用されると新たに被用者保険の保険料負担が生じ、手取り収入が減ることになるため、労働者は保険料負担を避けるべく就業調整をせざるを得ない状況がありました。

図1

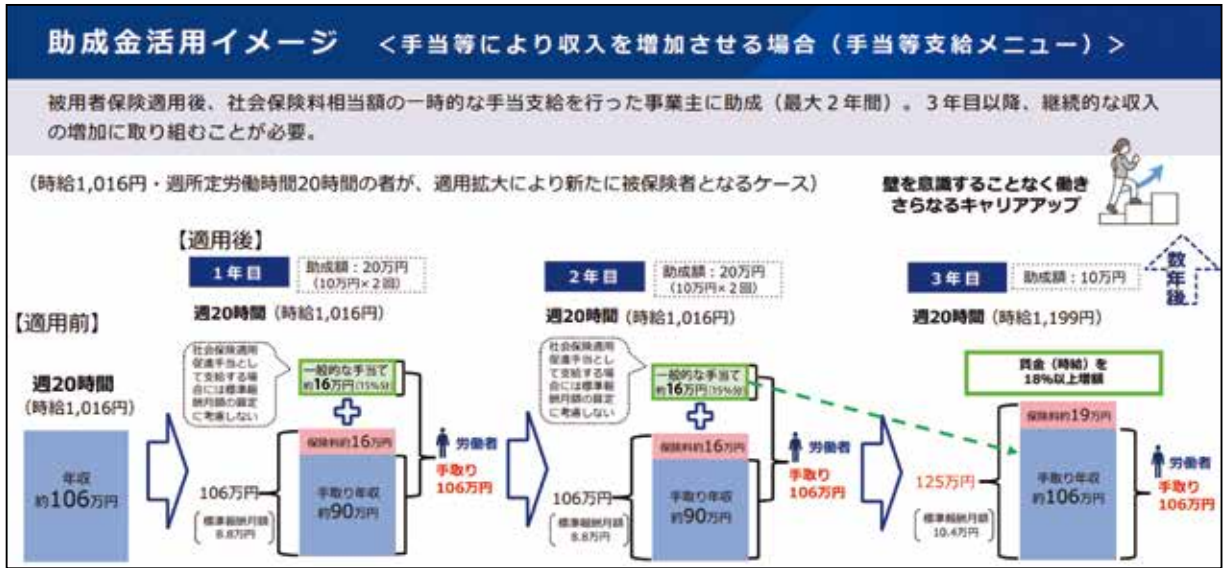
第3号被保険者の手取り収入の変化（イメージ）



出典：厚生労働省資料

また、「130万円の壁」は、被扶養者の認定基準で、100人以下の企業で働く第3号被保険者が130万円を上回る年収になると被扶養者から外れることとなります。そして年金では、第1号被保険者となり、健康保険では国民健康保険の被保険者となり、自己負担の保険料が発生するため、手取り収入が低くなります。そのため就業調整をせざるを得ないことになるのです。この収入基準が130万円の壁とよばれています。（図1参照）

図2



出典：厚生労働省資料

2. 「年収の壁・支援強化パッケージ」とは？

「年収の壁・支援強化パッケージ」は、「106万円の壁」については、労働者が新たに被用者保険に加入するにあたり、労働者の手取り収入が低くならないようにするための取り組みを行った企業に対して、労働者一人当たり最大50万円の助成を行うものです。労働者の手取り収入

が低くならないようにするための取り組みとは、①賃上げによる基本給の増額、②所定労働時間の延長、③社会保険適用促進手当があり、これらを単独で、または組み合わせ、それぞれの企業に適したメニューで実施することになります。

図2の助成金活用イメージをご覧ください。これは社会保険適用促進手当を活用した例ですが、【適用前】を見ると、106万円であった年収が、【適用後】1年目には、保険料16万円(年額)が減額され(ピンクの部分)、手取り年収は90万円となっています。そこで一時的な手当として、16万円分(緑の部分)が社会保険適用促進手当として、給与・賞与とは別に支給されます。金額の上限は、新たに発生した本人負担分の保険料相当額となります。さらに2年目も1年目と同様の措置が取られますが、3年目からは助成金の額が減るため、企業が賃金を18%アップすることで労働

者の賃金の目減りを防ぐ計画になっています。

なお、この手当金は、企業自らの判断で労働者への支給を決定するものであり、国から直接労働者に支給されるものではありません。


次に「130万円の壁」の対策ですが、パート・アルバイトの人が、一時的に年収が130万円以上となる場合、「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明」により引き続き被扶養者として認定されるようになります。ただし、連続2回までが上限となります。

「支援強化パッケージ」の施策は、国民年金第1号被保険者、第3号被保険者の人にとっては、厚生年金・健康保険に加入するまたとないチャンスです。社会保険適用促進手当などの支援があれば、手取り金額は減りません。また厚生年金に加入することで、将来、老齢基礎年金だけではなく、老齢厚生年金も受給することが出来るようになります。生きていく限り打ち切られることのないこれらの年金が受給出来ることは、老後の安心につながります。

【訂正とお詫び】
りす倶楽部9月号に訂正箇所がございました。3ページ左上の表中、上から2行目
《誤》
老齢厚生年金×1/2
《正》
老齢厚生年金×1/12
に訂正いたします。
大変申し訳ございませんでした。
編集部

ワインのエチケット (ラベル) がつくる小さな美術館



もっと 気軽にワインを  vol.5

株式会社光菱 代表取締役会長
ワイン・エキスパート (日本ソムリエ協会)
伊藤 伸也

10 月になりましたね。ときどき暑い日もありますが、朝夕の涼しさ、澄み切った青空、時折吹く爽やかな風を感じると、やっと、秋が来たなあと感じています。特に、今年の夏は猛暑日が多く続いたので、いつもの秋よりも到来が嬉しい気がします。

さて、秋といえば、読書の秋、スポーツの秋、

芸術の秋、そして、食欲の秋……皆さんは、どんな秋を迎えていますか。

「天高く馬肥ゆる秋」ということわざがありますが、秋は空が澄み渡り高く、馬も食欲が増して肥える収穫の季節。天気が良く、食べ物も美味しい、過ごしやすい爽やかな秋という意味で使われますが、本当は、秋になるとやってくる敵を警戒する言葉だったと言われています。中国唐代の詩人・杜審言(としんげん)の「漢書」の中に「秋になると肥えてたくましく育った馬に乗って、敵が攻め込んで来るから警戒せよ」という内容の一文があり、そこから、このことわざになったことですが、そんなことは気にせず、秋を存分に楽しみたいものです。

● 芸術の秋

先日、仕事で久しぶりに上野へ行ってきました。予定していた時間より1時間ほど早く打合せが終わったので、場所も池之端にある旧岩崎邸庭園の側だったこともあり、折角なので、上野公園(上野恩賜公園)へ足を向けることにしました。時折、木陰や草むらから聞こえる秋虫たちの輪唱に耳を傾けながら、生い茂った上野の杜の中を歩くのは、ストレスフリーで、とても気持ちがいいものです。

不忍池を通り過ぎ、少し進むと、3階建ての鉄筋コンクリート造りの建物が見えてきます。世界的に有名な近代建築家ル・コルビュジエが



国立西洋美術館外観 (出典: 国立西洋美術館 HP)

設計した「国立西洋美術館」です。2016年に、このル・コルビュジエの建築作品(「近代建築運動への顕著な貢献―構成資産」として世界文化遺産に登録されていますが、まだ時間に余裕があったので、立ち寄ることにしました。

前回訪れたのは、ちょうど、コロナウイルス感染が広がる前のことで、変わらず、ロダンの「考える人」や「地獄の門」、「カレーの市民」の彫刻が迎えてくれました。でも、植栽が減り、前庭がすっきりした感じで、以前とはちょっと違うような……そんなことを思いを抱きながら入っていくと、近くにいたご婦人が「リニューアルして、きれいになったね」と話していました。休館して、リニューアル工事をしていたのですね。昨年4月にリニューアルオープ

ンしているのですが、コロナ禍で外出を控えていたので、こういう情報には疎くなっていました。

常設されているルノワールやモネ、セザンヌなどの絵を、久しぶりに鑑賞しながら、一足早い「芸術の秋」を堪能することができました。

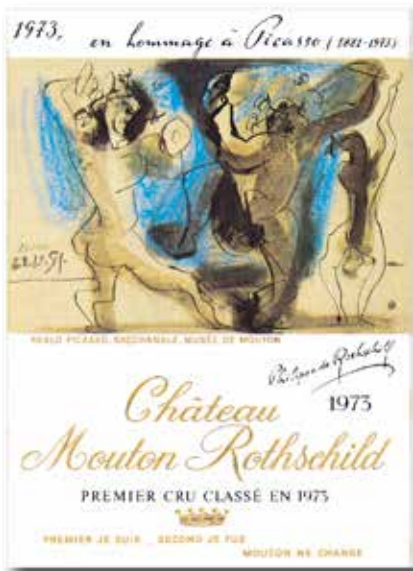
● **ワインのエチケットは小さな美術館**

芸術と言えば、ワインの外側に貼つてある表示のことをフランス語ではエチケットと呼び、英語ではラベルと呼びますが、ワインの様々なエチケット(ラベル)も小さな美術館と言われるいろいろな楽しませてくれます。

例えば、フランス・ボルドー地方・メドック地区の第1級格付けワイン、「シャトー・ラトゥール」のエチケットは、百年戦争でイギリス軍とフランス軍の両方に占領され、度重なる戦火に遭いながらも、倒れなかったサン・ラベルの塔が描かれています。また、格付け第2級ワイン「シャトー・ベイシユヴェル」は、ジロンド川側の城館の持ち主であった海軍提督に敬意を表し、帆を下げて航行した帆船の様子が絵になっています。

このように、ワインづくりにかけてきた人たちの様々な想いが、エチケットから伺うことができるのですが、特に有名なのは、「シャトー・ムートン・ロートシルト」です。

1855年に開催された「パリ万国博覧会



1973年パブロ・ピカソ(スペイン)のエチケット

で、特に大きな目玉となったのが、このボルドーワインの格付けです。ボルドーワインが第1級から第5級まで格付けされたのは、このときからなのですが、誰もが、シャトー・ムートン・ロートシルトは、第1級に格付けされるものと思っていたのに、結果は第2級でした。

一番ショックを受けたのが、言うまでもなく、このワインの所有者であるロンドン・ロスチャイルド(ロートシルト)家でした。この結果を決して良しとはせず、そのときの屈辱を「われ、第1級を得ず、第2級に甘んぜず。されど、われはムートンなり」と表現しています。その後、1世紀を超える想像を絶する弛まない努力の結果、ついに、1973年に悲願の第1級へ格上げを果たします。このときに生まれた名言句が「われ、第1級になりぬ。かつて第2級なり、されど、ムートンはムートンなり」。歴史

上唯一の昇格を果たしたワインのエチケットにも、そう記されています。

また、ムートンのエチケットは、毎年、著名な芸術家で描かれていることも有名です。1945年からムートンの紋章である羊やブドウ、ワインを題材に、世界的に著名な芸術家の個性あふれる絵で飾られています。

その一部を紹介すると、1958年ダリ、1969年ミロ、1970年シャガール、1975年ウオーホル、1979年には日本人芸術家の堂本尚郎が選ばれています。記念すべき第1級へ格上げされた年は、同年に生涯を閉じたピカソを悼み、彼の作品である「バッカスの酒宴」が使われました。

ときどき、このムートンのボトルやエチケットで装飾にしているレストランやカフェ・バーも見かけます。また、ポスターにもなっているので、興味を持って探してみたいかがでしょうか。ワインのエチケットを眺めながら、芸術の秋を手軽に楽しむのもお勧めです。

ちなみに、「芸術の秋」という言葉を広めたのは、雑誌『新潮』で、1918年に発行された号に「美術の秋」という言葉があり、それが「芸術の秋」になったと言われています。

見て、聴いて、触れて、食べて……1年でたくさんのお楽しみが体験できるのがこの季節。あなたに合った素敵な秋を、是非見つけてみてください。



世界農業遺産における オリーブ栽培

*Globally Important
Agricultural Heritage Systems*

地域未来計画研究センター長
立命館アジア太平洋大学教授

ヴァファダリ カゼム

地球に恩返しを森づくり事業部では、2009年より大分県由布市庄内町・地球に恩返しを森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。今月は先月に引き続き、地域未来計画研究センター長ヴァファダリカゼム立命館アジア太平洋大学教授より、世界農業遺産（GIAHS）について教えていただくことにいたしました。

オリーブの木は世界各国に植えられています。そして、オリーブオイルは、栄養価の高さから多くの国で人気があります。特に地中海料理の主食として有名であり、世界無形遺産にも登録されています。

今回は、立命館アジア太平洋大学（APU）学生による、りすンステム・地球に恩返しを森づくり農園の視察について、また、世界農業遺産（GIAHS）地域として認定されているイタリア中部に位置するスペッコ・フォリーニョおよびトレヴィイにおけるオリーブ農園視察を通じた社会的文化的視点からの研究の様子をご紹介します。



水路 Roman Aqueduct

オリーブ栽培の現場から学ぶ

今年の8月に学生は、大分県内のオリーブ栽培について学ぶために地球に恩返しを森づくり農園での視察や枝切り、そしてプランターを使った挿し木体験を行いました。挿し木されたプランターはビニールハウスに移動し、今後はどのくらいの数の木が活着したかを確認する予定です。また、県内のGIAHS地域である国東半島でのオリーブ栽培についても調査し、地域規模で研究を進めました。そして9月には、学生はイタリア中部のスペッコ、フォリーニョ及びトレヴィイ（ローマから電車で約2時間）まで渡り、現地で代々受け継がれてきたオーガニック且つ伝統的なオリーブ栽培について研究を実施しました。中には1000年以上のオリーブの木もありました。



伝統的農法オリーブ農園の農家に話を聞く学生

各町で、伝統的なオリーブ農園とオーガニックなオリーブオイル生産をしている農家に話を伺いました。先祖から受け継いだ伝統的な方法で有機オリーブを生産しており、長い間このシステムを守り続けているそうです。各農園には、オリーブ文化やオリーブを味わう独自の方法があることがわかりました。また、高品質なオリーブオイルは、口に含み飲み込む際に喉の奥がチクチクと辛さが感じられます。

伝統的な栽培農家が直面する課題

ある農家の方は、現代のオリーブ生産において大きく2つの課題があるとおっしゃっていました。

①気候の変化で、夏は暑すぎてオリーブの木が傷み、オリーブオイルの品質が落ちてしまう。また、冬は寒すぎるため、オリーブの木が傷んでしまう。

②政府の補助金を利用した新しくオリーブビジネスを始めた農園が、数千本のオリーブの木を植え始め、安価なオリーブオイルを大量生産している。オーガニックや伝統的なオリーブオイルの生産にはコストがかかるため、低価格で工業化された新しいオリーブオイル生産と競争するのが困難である。

このことから、このままでは伝統的なオリーブ農業を維持することが出来なくなってしまう問題が地域で起きていることがわかりました。そこで、学生は地球に恩返し森で実施している有機オリーブ農園の活動について現地の農家の方々に伝え、今後の解決策について協議しまし

た。

学生は、イタリアで得た知識を地球に恩返し森の今後の活動で応用活用する予定です。

地中海理発祥の地であるイタリアの伝統的なオリーブ農園を訪れたことで、学生は伝統的な有機オリーブ農業がとても貴重なものであることを学びました。と同時に、学生の住んでいる地域を誇りに思う心が育まれ、由布市庄内町のオリーブ農園に貢献しようという意欲が高まったと信じています。

私たちは住んでいる地域に誇りを持ちながら日々研究を進めています。



オリーブの実

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

清水 加名さん (埼玉県新座市) 堀内 和子さん (千葉県松戸市) 由良 満智子さん (大阪市城東区)
 仁平 裕子さん (埼玉県川口市) 松田 留以子さん (熊本県熊本市) 匿名2名 50音順
 畑中 百枝さん (千葉県白井市) M.Mさん (東京都杉並区)

※ 2023年9月1日～10月31日の期間、9名の方から寄付をいただきました
 ※松田 留以子さん、M.Mさん、匿名希望さんの3名が1000ポイント達成されました



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返し森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返し森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先: TEL.03-5215-2383



地球に恩返し基金振込先

●郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号: 00140-7-743432
加入者: 地球に恩返し基金

●他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名: 〇一九 (ゼロイチキユウ)
種目: 当座 口座番号: 0743432
加入者: 地球に恩返し基金



生前契約30周年記念 りすシステム



昨日から明日へ

生前契約スーパージョー
黒澤淑子 くろさわ よしこ

十年の時間をアドバイザーとしてただただ夢中で過ごしました。沢山の方々と十周年の謝恩の集いを迎えることができ、本当にうれしく思います。私が二十歳の頃に見た一本のアメリカ映画がありました。題名も主演者も今は覚えていませんが、その中の一場面が私の今日に繋がる何かがあったのかと考えます。お洒落な老婦人が沢山の大きな箱（それがキャスケットと呼ばれる柩だと後で知りました）が飾られた葬儀社で、自分の式次第を決める為の話合いをしていました。

「あのキャスケットがいいわ。それを



使っていくらになるの？」こんな会話で画面が進んでいったのです。「自分の終わり方を自分で決めておけるなんて素晴らしい！」それは私の心の中にしまい込まれました。時が経って身辺で訃報を聞くようになると、自分の意見を纏めて誰かに頼もう。その誰かは、さしあたり夫であり、夫も同じ考えなのを始めて知り、ならば先にあの世へのパスポートを手に入れて……と口先だけのあの世行き先陣争いとなりました。思い通りの方法で後始末を託せるからです。

一九九三年十月に私の不安は吹き飛び、あの映画の場面よりも確実に「契約」と「公正証書」で約束されたりすシステムの「生前契約」が誕生しました。先陣争いは無用。自分の気持ちを整理してりすシステムを利用すればよいのです。一九九三年十月十五日、すぐも平和霊苑での第一回説明会会場にアドバイザーの私が参加したのも「生前契約」を求め続け、知らず知らずのうち夢を叶えたのかと思います。利用者の方々からたくさんのお話を聞いていただき、私の今日あることと感謝いたします。高齢者の生き方が社会の変化に大きく左右され、自己責任という言葉

が重くのしかかります。元気な時のお付き合いから始まって、「いつか来る日。踏まれる前の無に戻る時」まで、りすシステムのサービスが必要になると思います。利用される方々のための必要に合わせ進化し、幾世代にも引き継がれる為の次の時代を担うスタッフも育ちました。今後も皆様のご支援を心よりお願いいたします。

自分のことを

託す場として

もりたえこ
森妙子

生前契約スーパーバイザー

「あなたは、自分のお葬式について考えたことがありますか？」松島如戒さんからこう尋ねられたのは、L I S Sシステムがスタートする一年ほど前のことでした。

当時、松島さんが代表を務める「シニアライフ情報センター」で高齢者の住み替え相談の仕事を手伝っていた私は、同時に中高年を対象にした電話の相談員をしていたため、高齢化が進む社会状況の

中で、夫婦のみ世帯や一人暮らしの高齢者が着実に増えているのを実感していました。電話相談には、お葬式やお墓のことも、ぼつぼつ話題に入ってきており、最期を託す家族のいない不安は現実の問題でした。そのような中で、私自身も子供がいないので、自分のお葬式は甥や姪に頼むしかないかな、と漠然と思っていました。その甥や姪にしても、自分が頼むしかないかな、と漠然と思っていました。その甥や姪に頼むしかないかな、と漠然と思っていました。その甥や姪に頼むしかないかな、と漠然と思っていました。

「実は、システムとしての葬儀の生前契約を考えているんですよ」。松島さんは、顔を輝かせて話を続けました。葬儀の生前契約が、法律的にも整備されたシステムとして世の中に現れたのは、それから一年後のことでした。私は、自分のことを託す場としてL I S Sシステムとともに歩みたいと思ひ、迷わずお手伝いをさせていた、だくことにしました。

それから十年、数多くの方々との出会いがありまた悲しい別れもあり、その中で沢山のことを学ばせてもいただきまして。失敗をして落ち込むこともありましたが、失敗がなければ自分の欠点に気付

くこともできなかったに違いないと、感謝の気持ちでいっぱいです。

N P O 法人になった「りすシステム」の事務所では、若いアドバイザーの皆さんが毎日忙しく働いています。各地に支部も生まれて、利用者の方々のご要望は、生前のサービスから任意後見にまで広がってきており、スタートの頃を思うと夢のような気がします。自分を託す場として選んだシステムが、今後さらに充実して、それを必要とするすべての人に届けられる日が一日も早く来るように、心から願っています。

10周年記念誌 あとがきにかえて

▲この記念誌は、全て手作りである。多少の出来不出来は、ご容赦願いたい。

▲メッセージをお寄せくださった多くの皆様に、心からお礼申し上げます。文字通り「華」を添えて下さった広島公証人合同役場の福井大海先生、小説「ターミナルホテル」を实名で転載することを

お許しくださったと同じ役場の松岡幾男先生、ありがとうございます。

▲福井先生には表紙の他、多くの挿絵をいただき、心なごむ冊子に出来あがったことを、改めて感謝します。小説「母の棲家 ターミナルホテル」には、今日の葬儀等、人の死を取巻く多くの問題を、全て鋭い切り口で問題提起されており、記念誌に一段の深みを添えて下さった松岡先生に、改めてお礼申し上げます。

▲十一年目を歩みはじめて生前契約が、今日に至るまで、どれだけ多くの方々からご支援いただいたか、枚挙にいとまがない。本当にありがとうございます。

▲「もやい」は、生前契約の「母親」のようなもの。その「もやい」をご提唱されたのが、恩師の故磯村英一先生（元東洋大学学長）。「もやい」は二十世紀末の葬送文化を変え、死後の自己決定権を認めるという新しい文化を創造した。これを「文化装置」として具現化したのが、生前契約といつて良いのではないか。

▲私たちは、利用者の方お一人一人の生き方や死に方を「お師匠さん」としてシステムを作り、これを実践した。「お師匠様、ありがとう」と改めて、御礼を申

上げます。

▲生前契約十年が着実な歩みをつづけてこられた大きな要因は公正証書である。システム作りの段階からご指導いただいた五反田公証役場の柳川俊一、田村達美両先生からはじまって現在では全国各地の役場で公証人の先生から私たちの拠り所としての公正証書を作成していただいている。改めてお礼を申し上げます。

▲黒澤・森をはじめ、決して多くはないが心根の優しいスタッフの情熱と努力に加え、利用者の皆さんと苦楽を共にするとの思いがあればこそ今であると心から感謝してその長年の労をねぎらいたい。

▲決して豊かではない寺の台所をやりくりしながら「金・人・もの」で生前契約を生み出し支え続けている功德院のスタッフ職員にも、心からご苦労様、君たちのおかげで生前契約は十年を迎えることができた……ありがとうございます。感謝したい。

▲もやいも生前契約も私の人生の挫折を肥やしに生まれ育ってきたような気がする。挫折をエネルギーに変えるきっかけを使ってくれた二人の恩人がいる。お一人は先の磯村先生。他のお一人は高野山真言宗の管長などをお務めになった

稲葉義猛大僧正である。

▲十五年も昔のことになる。二十歳で出家した私の、五十歳を迎えての二度目の坊さん修行へのチャレンジ。高野山の修行道場に入るには、高野山内の寺院住職の身元引受保証人が要る。その保証人になって下さったのが、本覚院住職稲葉大僧正。一四三日を二十一日でリタイアされては、保証人の面目丸つぶれである。大目玉を覚悟で、恐る恐るご挨拶に伺うと、満面

笑みを浮かべて「よう無事で戻ってきた。五十過ぎての修行は無理じゃ・坊さんの替わりはなんぼでもおる。君が志している仕事のかわりはおらん。」とお言葉に、少々拍子抜けするとともに、全身に言い

知れぬ力が湧いてくる感動に襲われた。磯村先生からも、符牒を合わせたかのよう、同じようなお言葉を戴いた。

▲この世の中に「もし……」はない、というのが私のモットーだが、敢えてもしこの挫折がなく、私が普通の坊さんになっていたら、「もやい」も幕革命を起こすまでには発展しなかっただろう。また、生前契約が、世の中にデビューすることもなかっただろう……と思うことがある。

▲五年前のトラクター事故による、生死

をさまようほどの大げさも、生前契約の新しい展開として寄与したのではないか。

当時、二百件を超える遺言の執行者であった私の死は、利用者にとって大混乱を招く。そんな事態を深刻に受け止め、遺言公正証書を作成して下さった、柳川俊一、田村達美、お二人の公証人の先生、生前契約誕生にあたって、法律上の枠組み作りにご尽力いただいた功德院の顧問弁護士鈴木一郎先生等が中心になり、NPO化を積極的に推進して下さいました。

▲死後や万一の事態に備えた原資を、どのように準備するかは、生前契約永遠の課題である。死者の銀行づくりを模索しつづけたのもそのためで、在任中から相談に乗っていただいた大蔵省OBのご紹介で、某信託銀行に生前契約における原資準備について業務提携できないか、との申し入れをした。数日経って、理由は

定かではないが、先方から断ってきた。

▲提携話がうまくいかなかったお陰で、決済機構自身が預託システムを構築し、決済機構が利用者から万一のためにあずかったお金の大半は、日本国の国債で保全してある。その結果、金曜日の夕刻のニュースに神経をとがらすこともない。

※

三十路を迎える君へのメッセージ②

生前契約30周年にあたって



りすシステム 創始者 松島如戒

1にお師匠さんへの感謝。恩師、先輩、スタッフの皆さんへの感謝。生前契約は君より一足先に生まれ、31年目に入った。30年間、紆余曲折を繰り返した結果、なんとか今を迎えたことに心から感謝の気持ちでいっぱい。

朋、君にも感謝だ。君が小学校入学の直前の2000年2月に決済機構というNPOを設立して、母である歩は仕事に入った。「何で母さんは家にいないの？」君には淋しい思いもさせた。

奇遇というか、2000年3月でばあばが長年勤めた千葉県庁を退職することになり、ばあばには、君の3歳下の遼と君の育児を担当してもらった。ばあばにも、いっぱい感謝だ。無給のボランティアで夜中まで働いている妻を認めてくれた君の父、秀茂君にも感謝だ。

こんなこともあった。いわば育児放棄しているのではないかと歩は悩み、森妙子さんに打ち明けた。後に森さんから聞いたことだが、森さんは「私もそらだっ

たけど、私は母の背中を見て育った気がする。歩ちゃん、大丈夫よ。あなたの背中を見て歩ちゃんは育っている」とアドバイスして下さったそうだ。

きつと君の母はこんなアドバイスに背中を押されて、頑張ったのだと思う。森さんの予見通り、君は小学校の頃から自分の進路を、じいじとお母さんが命懸けで取り組んでいる仕事に携わりたい、と。じいじにしてみれば涙がでるほど嬉しいことを言ってくれるようになっていた。

大学に入ってから、高校の時にとつた簿記2級、その知識を生かして仕事のボランティアをしてくれ、さらに100歳になった利用者さんをインタビューし、りす倶楽部に投稿してくれた。在学中は数人の方のインタビューをし、20歳を機に理事に就任したところ、会計顧問の藤井先生から銀行勤めをすれば、兼業はご法度とのアドバイスを受け理事は辞任した。それでも、気持はりすシステムの一員でありつつづけている。

8年前と今日では時代も変化し、君の勤めている銀行では兼業も可とのこと。これまでの30年間は、家族の総力戦で、りすシステムを支えてきた。

決済機構のNPOが認証され、設立手続で柳川俊一先生に監事へのご就任をお願いしたとき、先生は固辞されていたが、ところで「松島さん、娘さんはこの仕事引き継ぐ意思があるのかね」と尋ねられた。同席していた娘は「はい、その覚悟です」と返答した。それならと、監事にご就任くださった。

柳川先生がおっしゃるには「法人というのほもろいものだ。僕だつてそうだけど、旗色が悪くなると『辞表一枚』で去るケースを沢山見てきた。無期限の契約を引き受ける仕事なので、芯になる親族などの支えがないと成功は難しい」とおっしゃった。

じいじは70歳で世代交代すると決めていて、お母さんもまだ40歳になったばかりなので外部の適任者を探したがみつからず、結局、歩を後継者にした。柳川先生との約束を守ることが出来た。

しかし世襲の弊害もあり、脱世襲と世襲の利点をどのように調和させるか大きな課題だ。次回は、そんな悩みを君とともに考えよう。

※他人のお金を預かる以上は、運営の中心について、第三者の専門家（監査法人等）にしっかり監査してもらわなければならない、との責任感から、中央青山監査法人との監査契約も締結することができ、平成十五年十月一日よりはじまる会計年度から、具体的な監査が着手されている。ここまですすんだのも、挫折がプラスに転じた結果の一つである。

▲「終着駅は始発駅」は演歌の題名であり、その一節でもある。今日の終わりは、明日のはじまり。今年の終わりは、新しい年の始まり。そして十周年は十一年目、否「永遠」の始まりだと思っている。利用会員二五〇名、来賓百名、そして岡村喬生さんの香り高い歌声、十月十一日が楽しみだ……なんて、呑気なことを言つては失礼になる。

この日においで下さる来賓の皆さまには、お一人お一人深いご縁があり、有形、無形、陰に陽に、生前契約十周年を支えて下さった方々で、心からお礼を申し上げます。

▲校正ミス、落丁などは、全て私の責任で、十周年という慶賀に免じてお許し下さい。
(松島如戒)

功德院東京別院
10年のあゆみ

〈縁のはじまり〉

▲一九八六年正月 疎遠になりがちだった大学時代の盟友吉川君より「妻の姉の嫁ぎ先の土地利用のことで相談に乗ってやってほしい」との一本の電話が今日の東京別院ですが平和霊苑づくりのキッカケであった。

▲戦争末期敷地内の防空壕が直撃を受け、九歳を頭に三人の幼な子のいのちが失われたという事実を知らされ、その子等の供養と、その死をテーマに人類恒久の平和と、日々のくらしの平安を求める人々の拠点となるような方向で、吉川君の義姉が先祖から引き継いだ貴重な財産を活用すべきだと考え、▲当時都市における墓地不足が喧伝されており、墓地を中心としたお寺づくり、そして墓を掘り起こすところとした都市住民の生活支援ネットワーク、つまりメモリアルコミュニティづくりを構想した。

〈生みの苦しみ〉

▲お寺をつくりたいと都庁を訪れたのが、一九八六年夏であった。良く聞いてみると宗教法人はほとんど

らにまたその次の：次の：世代へと語りつくにふさわしいモニュメントを何にするか：悩んだ末の結論。

家族ぐるみで親しくさせていただいているチンコロネーチャンで一世を風靡した漫画家の富永一朗先生に、石に彫るための原画の奉納をお願いした。最初「俺の作風で寺のモニュメントでは少々不謹慎ではないか」と辞退されたが、私はマンガ風なら現代の若者や子ども達でも関心をもちたい。日々風化しつつある戦争体験を、少しでも将来へ向けて残すための手法として、やや強引にお願いした結果「分かった但しすごく明るく描くよ」と引き受けて下さったのが山門右手の石画である。



▲三人姉妹平和祈念の碑の写真は永井道雄元文部大臣も共鳴され京都での世界平和会議の席上、広島の原爆記念館長に手渡され、資料として展示されているとのこと。磯村英一もやいの会々長もこれを経ハガキに作成し国連平和軍縮会議の参加者に日本における草の根平和運動として紹介されるなど高い評価を得ている。

だいた。このネーミング、ときを経てはたつ程味がでて良い。揮毫をどうするか、私は磯村先生にお書きいただくのが一番良いと申しあげたが、先生は鈴木知事にお申ししようということになった。その結果鈴木知事の筆によることとなった。このことは今日のもやいの発展要因の一つでもあると思っっている。四月に話がはじまって、この年（一九八八年）の暮れには、立派なもやいの碑が完成した。

〈昭和天皇崩御の夜護摩法会〉

▲東京別院は新しい寺だし、お墓を中心とする経営なれば、なおさら真言宗の寺としての行事をキチンとした方が良くと助言し、毎月七日に大分から出て来て護摩を焚いてくれたのは二度目の師匠福寿院住職浅井昇暢大僧正であった。昭和が正に終わったその日の朝、世の中自粛だらけのときだけに、今夜はどうしようかと電話をしたたら「昭和天皇のご冥福を祈願できるといふ千載一遇の機会だ当然焚くよ」と当時既に入退院を繰り返していた体にムチ打って来てくれた師匠も既にこの世の人ではない。たしか今年の秋が七回忌のはずだ。

〈もやいの碑をお披露目〉

▲高野山での修行は厳しい。万一のことも考えて建立したばかりの碑を現在役員になっていただいた先生方へお披露目をした。正に本邦初の、新しい時代の新しい墓

として、あえていう。私が修行を成満し普通の坊主になっていたら、その枠に拘束され「もやい」、Lissシステムとつづく「生きていく者のための寺づくり」はここまでのがりを見ることはなかった……と確信している。なかでも「もやい」の現在の形をつくりあげて来たとの自負もある。

〈磯村先生名誉都民に推挙される〉

▲大江健三郎さんが勲章を断ってノーベル賞をもらって話題になったが、磯村先生も勲章は断りつづけたが名誉都民はお受けになった。そこで授与式の案内に鈴木都知事が出向く旨を先生に打診したところ「もやいの碑の前でいただきたい」と言われ、一九九一年九月二四日、当山がもやいの碑前で招待状を磯村先生に手渡された。知事も自からの筆になるもやいの碑文と初対面し「私も普通の会員にしてほしい」とのお申出で現在



〈生活支援サービス(LISSシステム)のスタート〉

▲一九九三年一月Lissシステムがスタート。マスコミの反響はもやい発足時よりはるかにすごい。時代が求めている。正に「生きていく者のための寺」づくりの具現化である。

〈城山浄山法会〉

▲一九九四年二月二日より七日間二二座の大護摩供を奥の院にて祈故。

四〇〇年前の激戦地、さらに無住又はそれに近い時代が長かったこともあり城山を浄め大黒天奉納への基礎固めの祈願会で、龍成新住職の初挑戦でもあった。

〈死に装束ファッションショー 話題を呼ぶ〉

▲Lissシステム発足一周年記念事業としての44葬送フェスティバルの一環で行なったものだが、その反響は大きかった。



と認可にならないとのこと。しかし地方の寺の別院を建立することは可能であることも分かった。

▲出家して二十歳から三年をすこした寺、功德院の東京別院づくりへ向けての苦勞のはじまりである。兄は一九七二年に本山には住職の登録はしてあるが大分県庁にも法務局（登記）にも手続きなし。まず家庭裁判所で名前を変える手続き、そして住職就任の届けや手続きを県や法務局へ。そこからがスタートであった。

▲伊藤家の土地の寄付を受けるためには役員定員を増員したり、寺院規則の変更が必要。この手続きも宗門の大分支所経由で、役所より融通のきかない本山の手続き、東京大分支所へ、印鑑一つ足りなくてまた大分支所へ、そんなことも数回あった。一年はかかるといわれた手続きを二カ月で完了。次は墓地の経営許可申請手続き。墓産業の最大手の大野屋も許可にならないと見込んで途中で手を引くほどの難物だったが、これもあつと言うまに許可をもらった。

許可がないと銀行が金を貸してくれない。金がなければ工事ができない。工事ができなければお寺も墓も完成しない。ハングリーはエネルギーだということを実感したのもその頃のこと。

▲「寺のシンボル 平和祈念の碑」戦争で犠牲となった二姉妹を供養しこの悲劇を二度と繰り返してはならないとの願いを次の世代、さ



▲東京別院・すがも霊苑落慶

▲一九八八年四月三日落慶法要、工事もまだ残しながらのオープン。導師にお願ひした小伝馬町半屋敷跡の大安楽寺住職中山大僧正から「落慶なんて出来あがつて何年か経つてからでも良い」などのお小言を頂戴しながらのお祝いだっだ。式典につづいて会場をグラントパレスホテルに移しての磯村英一（元東洋大学学長の記念講演）祝賀パティ。今日の「もやい」の種はこのとき蒔かれた。

▲「無縁者を無縁にしないための「墓」づくりへ」

▲記念講演での磯村先生の提案を受けて、墓地の一角約七〇㎡に合祀墓を作った。モニUMENTをしようするが、磯村研究室の山崎女史の提案で新島の「もやい像」を早速見学に行つて、その練ですすめた。しかし石の質から長もちしないと分つて断念。結局石は四国伊予三島市の篠田市長の寄贈になる「伊予の青石」（緑色玉石）と決つた。名前は新島の「もやい」をいた

の活用方法について、ある種の宿題を先生方にお願ひして入山するのがわらいであった。

▲「もやいの会発足へ向けて」

▲一九八九年二月八日居士会館にて、もやいの会発足へ向けて呼びかけ人や当山関係者など九〇名が参加しての準備会、一九九〇年二月二六日発起人会、三月一九日二回目の発起人会、ここでもやいの会の規約・運営方法などが決まる。パンフレット作成、読売新聞が十一月二九日朝刊で紹介以来アエス、NHK、その他発会式までに多くのマスコミが紹介。

▲「もやいの会発会式」

▲一九九〇年六月二日ともやいの碑前で碑の除幕式、つづいてグラントパレスホテルにて祝賀パーティ。この日より会員の入会受付開始。正に海図のない航海そのもので、既に遺骨になつていいる人本人を会員に登録するなどの混乱もあつた。磯村会長にお叱りを受けつつも独断と偏見で日々発生する問題を一つ一つ処理一応の形が整つた。

▲「一周年記念のお祝と松島如戒の高野山入、下山」

▲私（松島如戒）が高野山に修行のための入山し二三日間で下山したのには有名な話。開設二周年の法要、それにつづく送別会があまりにも盛大であつたことが、リタイヤ事件を大きくしたのかもしれない。負け犬の弁

もやいのA会員として登録されている。エピソード一時間以上も並んで会員たちが買つて来たすがもマンジュウをうまいまいと数個口にほおぼつて「今日は家内がみてないから」とニコッリ笑つた姿のほほえましさ。

▲「龍戒高野山へ一年入山」

▲もやいの会発足時大学四年だった愚息戒が事務局のアルバイトに来ていた。卒業の年の春頃から坊さんにならないかと口説いて、就職先をキャンセル。一九九二年四月高野山専修学院へ一年の修行。二代つづけてのリタイヤはみつともなると危惧したが翌年無事成満。といってもカリキュラムをこなす資格をとつただけのこと、修行はこれからが本番。

▲「大黒天尊像の城山奉納」

▲当山の原点は大分の本院、本家の興隆なくして東京別院の興隆はありえない。本院興隆の切り札として縁をいたいたのが大黒様、一九九四年五月一七日には城山のふもとを流れる川に新小松大橋が完成し、その渡り初めに協賛し城山の中腹に奉納。

▲八月六日甲子の日には開眼法会を盛大に挙行、以来参詣の善男善女があつたを絶たない。戦後五〇年の一九九五年夏を自途に頂上奉納作戦を準備中。

▲国内マスコミのほとんどがとりあげた他、世界的な通信社ロイターテレビの電波に乗つて、その模様が世界中へ送られた。また大みそか紅白の前の、NHKの一年の総まとめ的番組でも再放映されるなどファイバーは年末までつづいた。

▲「本堂増改修、事務所建立 工事はじまる」

▲一九九四年十月起工式挙行、工事も順調にすすみ、二月には完成のはこび。二〇世紀中の本堂建立は断念、ということはこの私の代では無理ということか……。

▲「明日へ向けて」

▲一〇年間をかけた足でたどつて来たが、実歳月の一〇年も常になげ足、又は、全速力で突つ走つてきた。スタッフはもろろん私と縁をいただいている恩師、先輩、友人などなど数知れない方々の心あたたく、そして強力なご支援、ご助力があればこそこの今日であると只口感謝あるのみです。

▲この一〇年間大病もせず健やかですこせたことは遺伝子ももらった父母そして宇宙の力（大日如来の加持力）に敬虔な祈りと感謝の誠をささげます。と。いつて道は半ば「功德院時報」も四季折々くらしいには発行し、当山を中心として展開中の諸事業の総合的な情報をお伝えするとともに相互の連携意識高揚の一助となればとの願ひです。

合掌



20年に感謝して

すぎやま あゆみ
杉山 歩

NPO りすシステム
代表理事



このたび、りすシステムは20周年を迎えることができました。

これはひとえに、システムを利用してくださっている皆さん、生前契約を支えてくださっているご関係の方々、アドバ

イザーやスタッフの皆さんのおかげです。深く感謝申し上げます。

そしてまた記念誌の発行にあたりまして、大変多くの方に玉稿をお寄せいただき、こんなに立派な記念誌をつくりあげることができました。

この記念誌はまさに、20年にわたる私どもの活動の集大成であり、生前契約のバイブルともいえるものになった…と感無量です。

10年ひとむかし、といいますが、10周年記念誌はすべて手作りで、印刷はもとより製本機も購入し、記念式典の前夜まで最後の仕上げ作業をおこなったのが、昨日のこのように思い起こされます。

りすシステムは、20年前の発足当初から、皆さんのご要望にお応えするべく枠組みをつくり、生活環境や社会情勢の変化などに、対応できるようシステムを進化させてまいりました。

また、スタートしたばかりの頃は、「本当に企画書通りの方ができるのだろうか」という不安もありましたが、依頼された内容がきちんと実行できたことで、「りすシステムの考え方は間違っていないかった。これで大丈夫なのだ」という自信を持つことができました。

しっかりとした公正証書による契約があることで、友人でも親族でもない法人が、その方の生前の意思を死後確実に実

行できるということが、今では当たり前のようになっています。

さらに、経験したことのないようなサポートを依頼されることで、りすシステムは皆さんに育てていただき、常に進化をしています。まさしく「利用者はお師匠さん」という言葉を強く実感しています。

そして、非常に多くの方から、「いつまでも続く組織であるように」という言葉をいただきました。

組織を永续させていくには、後継者を育てることももちろん大切ですが、引き継ぎの時期も非常に重要だと思います。

これは私自身の経験からの想いです。私が前代表、父である松島如戒から代表理事の職務を引き継いだのは、今から5年前、2008年のことでした。

20年前、出産を2カ月後に控えながら、りすシステムの立ち上げを手伝い、出産後夫の転勤のため大阪で生活していた間、会報誌『りす倶楽部』の編集に係り、長女が小学校に入学した年（2000年）に母が定年退職したことを機に子育てを母に頼み、りすシステムの業務に本格的に携わって8年ほど経っていました。

松島は、70歳になったら代表職から退くことを、早い段階から決めていたようです。ただ、私には荷が重すぎると理解してくれていたようで、後任の方を探し

ていました。

しかし、なかなか適任者がみつからなかったことに加えて、生前契約という特殊な組織をきちんと引き継ぐためには、内容をしっかりと理解している人物が望ましい。他方世襲であることのメリットも大きい、という周りの方からの助言があり、やはり「私に…」ということになったのです。

みなさんご承知の通り、松島は他の人には思いつかないようなことを考えだしてしまう独自の創造性、それを実現する行動力を備えた、ある意味カリスマ的な組織のトップでした。

その後任を、若輩者で（当時40歳前半でした）どちらかといえば補助的な役割が向いている私につとまるわけがない、と必死で辞退しました。

しかし、大先輩である黒澤、森両スパーバイザーが『大丈夫よ、何があっても私たちがしっかりと支えてあげるから』と言い、強い味方になってくれたことで、自信はないながらも「やるしかない」と腹をくくったのです。

こうして私は、りすシステムの代表者という重い責任を負う立場になりましたが、松島が健在で、何かあった時には矢面に立つてもらえることができるため、職務を遂行する上で困ることはほとんどありませんでした。

また周囲の方々に助けていただきながら、少しずつ職務に慣れて世代交代がスムーズに完了したと今は感じています。

当時は無謀だと思いましたが、松島の英断だったと今の私は素直に思うことができます。

ですから、私が次の世代に職務を引き継ぐときにも、後任者が困らないように、利用者の皆さんにさらに安心していただけるような世代交代をしたいと考えています。

といっても、まだまだ現役で頑張つてまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

このたび頂戴しました原稿には、利用者の皆さんの率直なお気持ちがたくさん詰まっていました。組織の運営に対するご意見、おしかり、組織やスタッフにいただいたお褒めの言葉、感謝のお言葉など、お気持ちひとつひとつを真摯に受け止め、良くないところは改善し、お褒めいただいたことはさらに伸ばしてまいります。

これからも、常に利用者の皆さんに寄り添い、多様なニーズに対応できるシステムとして進化させながら、組織を堅実に成長させていくとともに、永久に続けていくために運営に心血を注いでいこうという決意を新たにいたしました。

20年間のご支援に深く感謝申しあげま

す。今後も、どうぞよろしくお願ひいたします。

2013年10月1日

「もやい」から「りすへ」

黒澤 淑子

東日本支部



旅行中は無事に帰らないと……事故にあえば納骨場所を決めてない。落着きませんでした。

翌日、豊島区役所へ電話して「もやいの会」を知りました。説明会の場所と日時をもやいの会への電話で知り初めて巣鴨の町へ出かけました。

私の理想の納骨場所は戦争で亡くなられた方々を祀る「忠勇慰霊の碑」です。大きな工事で事故死された方々の慰霊碑もそうです。

一生懸命生きて終わりとして葬られれば、わたしがどこの誰かは必要ではないと考えています。(後で知ったことですが、参り墓と埋め墓は違うと、松島もやいの会事務局長から説明がありました)

説明会は巣鴨駅前の三和銀行二階会議室で開催されました。(三和銀行は現在大塚の三菱東京UFJ銀行に事務統合されて巣鴨から姿を消しました)

説明会のあと碑の場所を聞いて出かけた。立派な合葬墓で「決まり」と思いましたが、夫も見た上での納骨が必要だしヒョットすると、違う選択もあるかなどか思いながら4、5日後に東京駅で待ち合わせて巣鴨へ出かけました。

多少巣鴨の町の様子を知った私は駅前の店に行列ができて、もうもうと立ちのぼる湯気に引き寄せられました。「ほかほか饅頭」を作って売る店で「巣鴨名物」

の幟のぼりを見るや、迷うことなく並びました。「おい、おい、今日はおやいの碑へ行くんじゃないの」と夫。「そうなんだけど、ちよつと待って」といったものの行列は前へ進まない。

善男善女はあつちへお土産、こつちへも配らなきゃと一人で幾つもの包を頼んでいる。

「二人で行って来るよ。ここで待っていて」と。

私も一度しか行っていないおやいの碑への道順を教え「わからない時は聞いてね」と送り出す。

私は買ったばかりのお饅頭で暖をとりながら、無事に戻った夫に「どうだった」と控え目に聞く。「いいね。決めた」1991年立春を何日か過ぎた2月の初旬、私たちはもやいの碑への納骨を決めました。

もやいの会では毎月8日に例会があり今も続いています。それとは別に勉強会ができました。

「老人の健康」「終の住い」「お葬式を考える」の3つです。私はもちろん「お葬式を考える」に参加しました。納骨先は決まってもそこへ納まるまでに問題ありだからでした。

勉強会では積極的な話し合いがあり「お骨は一人で歩けない」誰かが火葬してもやいの碑まで届けてほしい、と強い要望

1

週間の旅行の最後、成田空港に無事到着した私は「今度こそもやいの碑の説明会に行く」と力強い決意。旅行前にNHKのTV放映で合葬墓のできた事を知ったのですが、朝食の後片付け中だったので場所は「巣鴨」と「豊島区」という言葉が確実に頭に残りましたが、知ったことで安心して、そのまま旅に出かけました。

が出たり、通夜の席に妻一人がぼつんと座っている寂しい光景がチラチラして、落ちこみそうだが、どうしたらいいか等の質問に答え、松島事務局長は「さあ、立つて立つて、この指とまれ。誰か通夜の席に来てくれる」と指を高くあげて……といわれました。この指をしつかり握ったのがりすシステムなのです。

また、例会には「葬送の自由をすすめる会」の安田会長を講師としておよびして、お話を聞きました。「葬送の自由」というので葬儀はしてもしなくても自由、宗教色はあってもなくても自由、葬儀すべての自由を標榜している会だと勝手に大喜びの早合点をしていました。

しかし、お骨になったら撒骨をするという希望に応えるための会と知り、「それが自由なんだ」私にはもっと自由な話が聞きたいという、不自由さを痛感した訳です。

また、勉強会では模擬葬儀も経験しました。突然夫を亡くした妻と親族がどのように話をまとめて祭壇を飾り、僧侶に読経を頼んだかのドラマでした。

実際に経験してみても突然襲われるさまざまな困難も知りました。半年も過ぎたころ、松島事務局長（もやいの会）は、勉強したことのレポート提出を決められました。もちろん1年の勉強はしたのですが私の希望する事が解決につながらな

いので、書き上げることができるとか心配でした。

まず死亡届を提出するので区役所に行ってみました。「私が死んだ時の所轄の火葬場はどこですか」と聞いたのです。窓口の人はびつくり呆れたような顔で「警察と違って所轄はありません、どこでもいいのです」「エッ日本中ですか?」「そうです。世界中ですね」

当分の間、私は会う人会う人に……といつても答えてくれそうな人に「あなたが死んだとするとどこで火葬すると思う?」と聞いてみましたが、正解はほとんどなしの状態でした。

次は火葬までの時間をどう過ごすかです。家に戻らないことを決めると、葬儀社のどこかで預かっていたかどうかはわかりません。今では電話一本。シンプル葬です。当

時はセレモニーはなにもしないで火葬すると決めていました。それがたつての希望です。一般の葬儀料金を支払つても考えている通りにはしてほしいと決めました。

それともう一つ強い要望があります。柩のふたを開けて「いいお顔してます」調の言葉は聞きたくないのです。やっと長い人生に終止符を打ち、すべての「シガラム」から解放された「責任のない顔

を見てもらう必要はありません、と書き進んで行くこととハタと気付きました。

実行してくれる人がいなければ安心して死ねません。そのことを家で話題にするのと「先に死ななくちゃ」と先陣争いが始まりました。

「宇治川の先陣争い」にあらず「死ぬ側の先陣争い」です。

死に方の自由を実現するには、自分の望む死に方を、確実に実行してくれる人が必要なのです。

さて私が希望通り先に死んだとします。でもその死に方がまた問題です。

可哀想な死に方をしたら本人の希望はさておき、あれもこれもと世間一般の葬儀で送られるかもしれません（それでは自惚れかもしれませんが）。確実に希望通りに死を迎えたら、希望通りに責任をもって実行してくれる約束がほしいのです。

1993年夏、甲府湯村温泉で合宿がありました。法律の後盾が必要な仕事をするために、過去の裁判例があるか、それらの中から赤の他人であるりすシステムが、他人の葬儀ができる道が開けたのは、東の空が明るくなったころでした。

そして、その秋10月1日にリビングサポーターサービスシステムの「りすシステム」が誕生しました。もやいの会から縁があった私は、迷うことなく「りすシステム」のスタッフ

になりました。それから20年。長かったようでもあり、短かったようにも感じる日々を送ってきました。

もやいの碑に決めた日のほかほか饅頭のことですが、もやいの会会長の磯村英一先生が名誉都民の顕章を受けることが決まったとき、招待状を受ける場所として、もやいの碑の前を選ばれました。

もちろん「もやいの碑」と揮毫（きこう）したのは鈴木俊一都知事でしたから、そのご要望も即、決まりました。

都知事はもやいの碑にお出掛けになり、無事に終わりましたが、その時のお茶菓子としてお出ししたのが、東鴨名物「ほかほか饅頭」でした。

それも遠い日の想い出になりました。最後に「りすシステム」というと、動物の「りす」を連想する人が多いのですが、実は生活支援サービスを短縮したものです。

しかし、動物のりすは英語で「squirrel」日本人的発音で「スクワレル」と聞こえます。利用者の皆さんのお役に立つためには何十年も続くことを目指さなくてはなりません。

20年くらいでは喜ばない、喜んではいられません。今日もまた、明日もまた、その次の日も一生懸命生き続けられる良い日でありますようにと願いつづけていきます。

アドバイザーとして、利用者として

もり森 たいえ子

東日本支部



で自分の死後のことを決めて公正証書で契約するという、これまでになかった生前契約のシステムを立ち上げた。死後のことは遺族が執り行うのが当たり前だった頃、自分で死後のことを決めるのは大変な作業だった。

死亡届けをするのは誰？ 遺体はどこに安置するの？ 亡くなったときに着る衣服は？ お通夜は？ お葬式は？ 宗教儀礼は？ 一つひとつ決めていかねばならなかった。

そして「普通はどう？」と聞かれて「一般的には……」と説明すると、ほとんどの方から申し合わせたかのように「それはイヤ！」という答えが返ってきた。

例えば「お花」について。「白い菊はイヤ。だってお葬式みたいだから」「でも、お葬式のことを決めているんですけど」大笑いする場面もしばしばだった。

自分で考えることと遺された人の考えには大きな違いがあることがわかった。今でこそ洋花の祭壇は主流になっているが、設立当時、故人が決めてあった紫色の花で飾られた祭壇は周囲の人たちを驚かせた。また、通夜や葬儀をしないで火葬のみを行う「何もしない葬儀」は、当時の葬儀社さんから「ご奉仕」と言われたが、今では「直葬」と呼ばれて当たり前になっている。

その人にとって必要なことを行う、り

すシステムの生前契約は利用者と一緒に作り上げたものだ。数々の失敗を糧に試行錯誤を繰り返しながら形を整えてきた。契約を済ませてからの人生は長い。病気で入院したり、老人ホームに入居する場合は保証人が必要になる。意思能力をなくせば後見役が求められる。

このような状況の下、りすシステムは、公正証書による生前事務委任契約（生きているときのサポート）、任意後見契約（後見が必要になってからのサポート）、死後事務委任契約（亡くなってからのサポート）の3つの場面からサービスを提供する。私たちの終活は「死後」のことにとどまらないのだ。

私ことになるが、ここ数年の間に、父、夫の母、そして夫の3人を見送った。つらい出来事が重なったが、この仕事に関わっていたおかげで、それぞれにふさわしい送り方ができたと思っている。

夫の死後、私は生前契約を結んだ。20年前、りすシステムに魅力を感じて仕事をさせていただくようになったのは、いざいざ私にとって必要になると思ったからだ。夫の生存中はどちらかが相手の葬儀を行えばいいと、まだ気楽に考えていた。しかし、実際ひとりになってみると、周囲に迷惑はかけられない。

私の契約内容はごくシンプルなもの。生前事務委任契約と任意後見契約、それ

に「何もしない葬儀」と家の片付けなどの死後事務委任契約。親しい人に話したら、「あまりにも寂しすぎる」と言われたが、私にはそれ以外は考えられない。笑われるかもしれないが、夫が亡くなったとき、私は自分も一緒に死んだと思った。だから夫の葬儀は私の葬儀でもあった。

私の父は90歳を過ぎてから「もういつ死んでもいいが、自分から死にたいとは思わない。よく生きることがよく死ぬことになる」といい、日々を大切に100歳まで生きた。私もいま、同じような気持ちだ。

毎朝目覚めると、亡くなられた方々のご冥福と生きている方々のご無事を祈り、眠りにつくときは、その日を感謝するが明日のことは祈らない。

契約を済ませて1年後、緊急入院をする事になった。これまでアドバイザーとして行なってきたことを今度は利用者の立場で経験した。

私はいま、とても穏やかな気持ちで過ごしている。何かあれば必ずりすシステムが対応してくれると信じているから。



それから20年、彼女はきつちりと「いのち」を承らえて、100歳で旅立たれた。最期のお別れをしながら、私はAさんから「褒美をいただいたような不思議な気持ちになった。」

最近、「終活」という言葉が流行っている。自分の終末期について考え、準備しておくことのようにだが、それをいうなら、りすシステムは「終活」の元祖か本家ではないだろうか。

今から20年前、りすシステムは、自分



Ｔさん夫妻の熱意に ほだされて引き受け た生前契約 Ｔさん 夫妻はお師匠さん

くろさわ よしこ
黒澤 淑子
生前契約スーパードバイザー

「日 本の果てから電話している訳じゃないのよ。名古屋から私鉄で25分も乗ればいい所なのに駄目なの？ なんて？」

1993年に誕生した「りすシステム」が各メディアに取りあげられるたびに、全国各地から問い合わせがある。

「今は関東周辺だけ対応しています」と現状を伝えると「新聞やTVで知らせるのが悪い」と叱られる。

1995年11月「東京から400キロは遠くない。もやいの碑をぜひ見たい。ついでにりすシステムに立ち寄るので、

説明だけして欲しい」と連絡を受けた。

その上「東鴨の駅まで出迎えを頼む」と。ただでさえ年寄りの多い東鴨駅で、顔も知らない老夫婦をどうやって見分けるのかと思いつつ、電話で知り得た情報で「Ｔさんですか？」と声をかける。予測した時間と大差なく、お二人が到着された。もやいの碑に案内すると、さっそくB会員に。

さてと落ち着かれると、お二人してこそごとなどか怪しい動きをされている。気がつくまでテーブルの上に茶封筒が二つ置かれていた。

「100万円ずつ入っています。これです。私たちが二人の生前契約をお願いします」といわれておどろいた。おなかに巻かれてきた茶封筒は生温かった。

「死んだら火葬して、もやいの碑に納骨して欲しい（発足当初から基本型死後事務は今と同じ）。準備費は出張費や納骨の立会い費用に」とご主人。奥様は「私は柩の中に花が欲しい。もやいの碑に彫刻する名前は戸籍上の『〇〇江』ではなく『〇〇子』にしたい」とはっきり要望を出された。

祭日をはさんで4日目に公正証書を作成。東京見物もできたと、いつ死んでも安心の預託もできたと、晴れやかに帰途に着かれた。そのご、奥様は遠路りすシステムの例会にも出席され利用者同士

の交流を楽しまれた。

1997年10月、Ｔさんから「今病院で家内が亡くなった」と連絡が入った。「当りすシステムは、何度か「葬送学講座」を開催し、葬送関係者や一般人も含め全国から受講者が集っていた。

Ｔさんの住む市の近隣で「葬送学講座」を受講した葬儀社に連絡して、病院からご遺体を預かり、火葬場の手配などの手順を決めた。葬儀社の担当者は「りすさん、80を越えた年寄りひとりだよ」と心配されたが、「火葬が明後日の朝なので、明日Ｔさん宅に向き、明後日は一緒に御社に伺います」と伝え、奥様の希望通り、セレモニーなしでご遺体の預かりと火葬場への搬送をお願いした。

翌日、企画書など必要書類を携え400キロの旅。下車した私鉄の駅は、駅前に商店街もなく閑散としていた。

「柩の中に入れるのは花だった」と花屋さんを探す。通りすがりの人に訊いて、たずねあてた花屋さんで花を束にして、乗場でタクシーを待つ。

片手には企画書の「自宅への道順」の地図をにぎりしめ……。駅前を直進して信号を右折、また直進したその先にＴ家。タクシートの運転手さんは地図を見て、その下に書かれた住所を確かめると「あ、この地図みたいに簡単にはいけないういよ」といった。当時はカーナビなどない。

運転手さんは無線で自社に問い合わせる。

公衆電話を見つけたＴさんに訊いても要領を得ないので、運転手さんに替わってもらおう。くれぐれもご近所に知られないように来て欲しいといわれた。気が急ぐせいか日暮れが早くせわしない。

しばらく走ると門前に立つＴさんを見つけた軽自動車が見えたとある。「お宅の車ですか？」と訊くと「5年前に愛車は処分したけど妻の入院があつて、病院通いのためにまた買いました」と。

お二人で出かけた旅行の帰り道。空港に着いたとたんに奥様の具合がおかしくなり、そのまま入院。そして8カ月間入院のくり返りだった。

通院にはタクシーを使ったが、少しも待たされると奥様の機嫌が悪くなる。何ごとも思うようにいかなければ我慢ができない。それがひどくなったので、教習所で「おさらい」をして休止状態の免許を復活させ車を購入したのだという。

さつそく明朝の予定を説明する。6時30分に迎えるタクシーで葬儀社へ。お別れをしたあと火葬場へ。収骨後、お骨とついでに東鴨へ向かう。

Ｔさんが「戒名を載きたい」といわれたので松島代表に連絡をとる。電話口でＴさんが直接希望を伝えた。電話を替わり、明晩のＴさんの宿の手配もお願いする。

「さあ次は自分の今夜の宿の心配だ」と、事前に調べたいいくつかのホテルに電話するが、すべて満室。電話帳を借て他のホテルや旅館をあたってみるが、すべて満室の返事。

平日なのにと、断られついでに訊いてみると世界的マニアの集う大会があり、バス・トイレ付きの部屋は何か月も前からすべて予約済みだという。わかっているけれど……と思ったが後の祭り。大都会の名古屋に戻るという選択もあるが、明日は朝が早いし、どうしたものかと受話器を持ったまましばし呆然としていると、Tさんが「うちに泊まれたらどうですか？」といつてくださった。

なんで？なんでこんなことに？突然おとずれた想定外の事態に頭がうまく対応できない。

病人を抱えて介護に明け暮れた8カ月の戦場。そこが今夜のお宿？頭の中では「丁重」だとか「お断り」の文字が太字で点滅しているのに「ありがとうございませう。大きなイベントがあるそうでもどこもダメでした。お願いします」と返事をしている自分の声に唖然とする。ということは「今宵も気が抜けないのだぞ。大丈夫か？頑張れるのか？」と不安がよぎる。「近くにスーパーはありますか？」と場所を訊いて外へ出た。できれば夕食を済ませて、明日の朝食用のパンを買って……

と暗い道を歩く。

スーパーがあった。レジを済ませて入口の横で立食。トイレを借りて水分を取らず、無事朝を迎えるべく気合を入れる。

Tさんはお風呂に入るようすすめてくださる。「なんでこの展開なの？」と思いつつ、お風呂をいただく。用意されていた奥様の浴衣は、さっぱりと洗ってありお陽サマの匂いがした。

あらためて部屋の中を見回すと、背表紙に世界各国の名前が記されたアルバムが並んでいる。焼物の窯元だったが跡継ぎがないので整理した後、身軽になつたので世界中さまざまな国を旅行したそう。ペルーではフジモリ大統領官邸を訪問したのだと写真を見せてくださる。お二人の楽しかった思い出話を時を忘れた。

「いい通夜ができました」といわれた。朝が早いので襖一枚隔てたそれぞれの部屋にひきとった。私のために用意してくださった奥様のベッドは、パリパリのシートにクリーニングされた掛布団だった。眠れなくても明日の朝は間違いなく来るのだ。

翌朝、お互いに目覚まし時計の鳴る前に身支度をととのえる。ダブルカフスのYシャツにダークスーツ。「私が戒名をお願いしたので」と。またまた茶封筒をおなかに巻いたらしい。さすがに海外旅行

のベテランと頷く。

手配したタクシーに花を抱えて乗車。少し離れたところに駐車をお願いしていたので、近所には気付かれなかった。

葬儀社に着くと、立派な広いホールの中央に柩が安置されていた。柩の蓋をずらす。Tさんは両掌を大きくひらいて奥様の顔を包みこんだ。私は少し離れたところでお二人を見守った。

私たちのまわりで時間が静かにゆつくと流れていった。葬儀社の人が花束を短く切りそろえ、柩に入れる花を用意してくださった。Tさんはひとつひとつ花を手にとると、何か語りかけながら奥様を飾っていった。私たちを乗せた車は、海側から山の方へと向かう。常緑樹の多いひらけた場所に火葬場があった。

無事火葬が終わる取骨。用意されたお骨壺のあまりの小ささに思わず息をのんだ。直径13センチほどだろうか。巣鴨までお骨を運ぶのに私が持参した袋は大きすぎた。

最寄りの私鉄駅に出て、Tさんとともに名古屋に向かう。新幹線の乗車まで少し時間があるので昼食をとる。「車内でお酒を飲んでもいいですか？」と訊かれた。もちろんダメなわけはなく、おつまみも買って乗車。三人掛けのシートの真ん中にお骨壺を置いて東京に向かう。

Tさんは、奥様の入退院のくり返しで晩酌もできなかったと話された。そして「昨日の夜はとてもよく眠れました。泊まってもらって本当によかった」といわれた。

あとは東京まで熟睡。巣鴨に着くと松島代表と住職が出迎えてくださった。本堂に飾られた一对の花かごを見たとき、張りつめていたTさんの表情がやっと和らぐ。授戒会と葬儀式も無事に終わった。

お宿にお送りするタクシーの中で「実は息子がいるんですが、結婚相手が気に入らないと、家内が話を断つてから、家を出たきりなんです。連絡先を知っていたので病院から連絡したんですが誰も来なかった」と話された。

翌日、Tさんは巣鴨で奥様の御遺骨にしばしのお別れをされた。当時、死亡診断書がコピーでは通用しないこともあり、Tさんをお送りしながら病院に寄って、原本を受け取れるよう段取りをつけて、Tさんと再び新幹線の旅。

病院では担当医が「話がある」と待っていてくださった。

「事情はよくわからないのですが、奥様が亡くなられたとき、ご長男に電話されたんです。もう来るからと4時間待ちました。どこからみえるのか訊いても返事がなく、ご遺体の搬送も遅くなってしま

いました。今後はお一人だと聞いていますので、心配しているんですが、お一人で頑張られるようなので是非氣遣ってあげて欲しい」と担当医から聞かされた。

Tさんは心配なことばかりで、辛い長い時間を過ごされたことを知らされた。

「先ほど戒名を授けてもらったと、戒名を見せていただきました。本当によかったですね」と医師のことば。Tさんは病院の関係者に戒名を見せて歩いている。

奥様に付き添っていた長い日々のご苦労を知る人たちのだろう。看護師さんから「よかったわね。元気が出たみたいね」とことばをかけられ得意げなTさん。

病院からご自宅へ向かう。近所は、何事もなかったような静けさだった。

名古屋へ戻るつもりが、私のどこかで「ちょっと待て」のサインが出た。このうえ何がある？

「そっくだ市役所へ行こう」

急に思いついたので、私鉄の駅で交番を探して市役所の場所を確かめ、立派な建物にたどり着いた。1996年に介護保険法は国会で議決され準備段階だったが、高齢者の生活相談は本人が直接窓口で相談しない限り、私が訪問しても何の役にも立たないと知る。

「あなたは何者？」といわれてもしかたない。粘ってりすシステムの説明をするが「本人といっしょに来てください」と

いわれ、それでも名刺だけは置いてきた。人それぞれの生き方があり、本人から頼まれてもいないのにいっしょに行かれるはずがないと大いなるお節介を反省した。

1カ月後に納骨の日取りが決まり、「一人暮らしにも相当慣れました」といわれるTさんを迎える旅。Tさんのご近所の方々のお世話も、ありがたく受け入れて日常生活に不自由はないのことにホッと安心。

車は処分されていた。

東京に向かう新幹線の車内で「市役所の近くにお出かけのときは寄ってみてください」と相談窓口の効用を話題にした。納骨式は功德院本堂で行われ、無事奥様の遺骨とお別れをされた。帰りは東京駅でTさんに乗せた新幹線が発車するまで見送った。

1997年11月28日、契約見直しから2年が過ぎていた。

「りす倶楽部」が無事に届いていることで、お元気だろうと安心しながらも、季節の変わり目には「企画書の変更がありますか？」とお声を聞いてお元気なことを確認していた。

2002年春、松島代表の『死ぬ前に決めておくこと』が岩波新書として出版されたのでお知らせがてら電話をすると、今までは違う弱々しい声で「風邪気味

で……」といわれた。

門前払いを重々承知のうえで、市の高齢者担当の窓口で電話してみたが、「本人が窓口へ来て相談したかどうかなど、お答えすることはできない」という予想通りの返事。

ちょうどその頃(2000年)介護保険法と成年後見に関する民法の改正法の施行で、りすシステムも生前事務、任意後見契約の受託機関となり、文字通り「生涯安心生前契約」になった。

2002年秋、台風シーズンとなり雨の日が続いたのでTさんに電話してみた。30回コールしても出ない。時間を変えながら一週間電話をかけ続けてみたがやっぱり出ない。

心配になり市役所に電話する。「もし家の中で何か起きていたらどうするのか」と、今度は強気で話す。公正証書で約束された祭祀主宰者だと説明すると「30分したらもう一度電話してください」といわれた。長い長い30分の後、再び電話する。

「息子さんが引きとられました」その答えだけで十分だった。Tさんもきつと安心の日々をお送っておられるだろうと安堵した。教えてくれた市役所の担当者にも感謝した。

2004年春、お彼岸を過ぎ桜前線の北上が待たれた3月下旬電話が鳴った。Tさんの訃報だった。

「Tの関係者だけど、Tが亡くなりまして」

「ご長男ですか？」

「もしかして黒澤さんですか？」と話が続き「父からいろいろと話は聞いています。母がたいへんお世話になりました。もやいの碑に父の納骨をお願いしたいのですが」

Tさんのご希望がご長男に伝わっていることがうれしかった。

2004年4月5日、長男ご夫妻がTさんのお骨を抱いて巣鴨に來られた。私は功德院本堂での納骨式に参列させていただいた。かつてこの場にTさんがすわられたことを思いおこし、今までの何かが砕け散って、新しい何かが生まれる感動とそのよるこびを感じた。

「日本の隅々」までとは、いかない今日では、りすシステムは日本列島の要所要所8ヶ所に支部ができた。もやいの碑に眠るTさんご夫妻は、りすシステムが20周年を迎えたことを、きつと我がことのように、喜んでおられる。

そして「黒澤さんやスタッフの皆様には無理を言い本当に世話になったネ……」と。もやいの碑の前に立つ私にはそんな声が聞こえる。



「ひとりでも死ねますか」

に応える

もりたえこ
森妙子

生前契約スーパードバイザー

ひとり暮らしで「自己完結の死」を
迎えたMさんの事例が、『りす倶楽

部』そして読売新聞と毎日新聞に大きく
掲載されました。

生前契約という人生最期の大切な約束
をお預かりしているりすシステムが、徹
底して護り続けているのが守秘義務です。
それなのに何故公表することになったか
と言えば、「お役に立つのなら」というM
さんの温かいメッセージが遺されていた
からです。実は、癌の末期で死を間近に
控えたMさんのあまりにも深い生き方に、
「テレビ取材をさせてください」と、酷な
お願いをしたことがありました。さすが
にその時は拒絶されたのですが、私たち
が何故そのようなお願いをしたのかを覚
えていただくだったのでしよう。お亡く
なりになった翌日に伺ったご自宅の手文
庫の中に、「お世話になったご恩返しに」
と、契約内容の公表を許可してくださる
お手紙が入っていたのです。

『りす倶楽部』第23号の1面に、「仮説
が証明され、飛躍のはじまり」という松
島如戒代表（現相談役）の記事が掲載さ
れています。

生前契約は法律的な裏づけのもとに出
来上がったシステムではありますが、そ
れまでに亡くなった数名の方にはご遺族
がいらしたので、りすシステムはお手伝
いをしただけでした。

Mさんが亡くなって、初めてりすシス
テムは「契約家族」の役割を果たしたの
です。契約家族ですから、諸手続きを行
うためには故人との関係を証明する遺言
公正証書が必要でした。除籍謄本の受領、
健康保険や年金、公営住宅の返還手続
き……私たちは公正証書の威力に驚きな
がら、次々に死後事務を処理していきま
した。

家族のありようが変わり、ひとり暮らし
しや高齢者だけの世帯が増えた今、Mさ
んと同じようにご自分の安心と周囲に迷
惑をかけないようにと生前契約をされる
方が多くなってきています。最初にMさ
んの事例があったからこそ、私たちは自
信を持って契約者の皆様の思いにお応え
できるのです。

ここに、Mさんがアドバイザー宛のお
手紙と一緒に遺して下さった「安らぎ」
と題した文章を再現させていただけで、
生前契約さえあれば「ひとりでも安心し

て死ねる」ことを皆さまにお伝えしたい
と思います。

「安らぎ」（原文のまま）

りすシステムのお陰で私は今、静
かに終りを待っています。ガンに冒
され薬で痛みを抑えるだけの毎日で
すが、何の不安もありません。この
ように痛みとの付き合い方を教えて
下さり、しかもできるだけ穏やかに
と努力して下さる病院の先生方に深
く感謝しています。

もやいの碑に私の名は既に刻まれて
います。お墓が出来たということでは
は安心していました。でも、いざ死と
向き合って途方に暮れてしまいました。
そこへ行くまでの手続きは一体どうな
るのでしょうか。

葬儀はしないにしても、入院、火葬
死亡届、公共料金の支払い、家の後始末。
気になることを箇条書きにしてみると
十項目にもなりました。

身内や友人がいらないわけではあり
ません。いつまでも先生と慕ってく
れる教え子もたくさんいます。でも
私はそっと消えてしまいたいので
す。誰にも気付かれず

「いつの間にか消息を聞かなく
なった」という終りにしたいのです。
これは贅沢でしょうか。

この贅沢を叶えてくれたのがりす
システムです。細かいことまで全部
引き受けてくれました。誰の手もか
りなくてよくなったのです。

幸い退院が許され、それらの手続
きを全部終えて、ある程度家の中の
整理も出来、今は「一人で死ねる」
喜びに浸っています。「人に迷惑は
かけない」などというおこがましい
考えはありません。現にりすシステ
ムの方々にたくさんお世話になり、
もやいの会の皆様に支えていただい
ています。

最後の勤務校となった小学校の校
長室に、後藤新平の書が掲げられて
いました。「人のおせわにならぬや
う 人のおせわをするやう そして
むくいをもとめぬやう」というので
す。

卒業式が近づくと私は六年生と校
長室で給食を食べながらいつもこの
話をしました。「人のお世話になら
ぬやうというけれど、今の世の中、
人のお世話にならずに生きていくこ
とは出来ない。見えないところで、
気付かないところで、たくさんの人
のお世話になっている。だから人の
お世話をたくさんしてほしい。相手
がほんとうに望んでいることを思い
やり、報いは求めず、見えないとこ

ろで自然に体の動く人になってほしい」

「失礼をいたしました。もう一度お会いしてお詫びをしたい」そんなお顔が次々浮かんでいきます。人のことを考える前に自分があったように思えてなりません。

小学校の教師として私は一生懸命でした。子供はみんな可愛くて他人事とは思えず、むきになり過ぎてかえって親御さんに恨まれたり、真意が通じないことにあせったり悔しめたり、無意識に子供を傷つけてしまう言動もありました。

いつまでも慕ってくれる教え子の陰に「あの先生いや」という子もいると思うと申し訳なくて一人一人に詫びたい気持ちです。今更ながら、教育という仕事の難しさに自分の能力のなさを悔いるばかりなのですが、子供との生活はほんとに楽しくて「教師でよかった」という充実した喜びは拭い切れません。

研究もたくさんしました。研究を通して知り合った全国の先生方から多くのことを学びました。こんなに一生懸命な優秀な先生方が大勢いらっしゃるのに、マスコミを賑わす

教育に関する事件も多いことを悲しく思います。

校長になってからは、毎日子供たちの無事を祈り、先生方の成長を願って、神社やお寺に手を合わせていました。無神論であるはずなのに。定年退職後神社の前に立つたとき「もう何も祈ることがない」と退職を実感したことでした。

病気の進行に気付きながらも、人には健康を羨まれ、時間を惜しまず、常に活動的に定年まで働けたことはほんとに嬉しいことでした。

その上、都の嘱託員として五年間も図書館で働くことが出来ました。まるで違った仕事に戸惑いながらも、機械的な仕事をこなし、製本の技術を覚え、コンピューターと向き合い、読みたかった古い本にも出会い、若い方々からいろいろなことを吸収しました。大きなおまけを頂いた五年間でした。

このように罪深い私が自分の死を予感し、後始末が全部出来たということは何とという幸せでしょう。よく働いたご褒美かもしれないなどと自画自賛しています。このような喜びの前には病気の苦痛など何ほどのことではありません。いつまで続くのか分かりませんが耐えていこうと思

います。そして、今、私が病氣療養中であることを誰にも知られないように、細心の注意を払って参ります。余分な気遣いをさせないこともご恩返しの一つと思えますから。

もやいの会を知った時、何と素晴らしい会を作って下さったことかと感謝しましたが、それにも増してリスシステムの事業には深い感謝の念でいっぱいです。会員にして頂いただけで何もお手伝いしないまま働けない体になってしまったのが、また悔いとして残ってしまいました。が、もやいの会の皆様の平安と世界の平和を祈り続けます。黄泉の世界も靈魂の不滅も信じてはいませんが、もやいの碑を思い浮かべると静かな安らぎを覚えます。みんながつながって支え合っているのを感じます。もやいの碑の前で擦れ違った方さえ身内のように思えてしまうのはどうしたことでしょう。

生涯最大の幸せである今のこの一日一日を大切に参ります。皆様の平安を祈りつつ……



20周年式典 会場入り口の様子

りす倶楽部第23号
 巻頭言 (1996年3月)
 仮説実証され
 飛躍のはじまり

松島如戒
 Lissシステム代表

1996年2月21日午後9時17分、Lissシステム契約者Mさんは眠るがごとく自らの望み通り1人で静かに死んでいった……。

一通のメッセージを遺して。読み進むうちに涙は止まらなかつた。何の涙か！

悲しい、淋しい、可哀そう、そんな安っぽい物ではない「歓喜と感動」の涙だと気づいた。

家族・親族で人の死を看取る「安心システム」はやがて崩壊するだろう。だとすれば、これに替わる看取りの社会的システムの構築が求められることになる。の認識から開発したのがLissシステムの「生前契約」である。

契約であるからには法的有効性の担保は当然で、その他微に入り細を穿って、あらゆる可能性を想定した上で構築したシステムであるが、所詮は人間が頭の中で考えたこと「仮説」であった。その仮説をMさんは自らの生命を賭けて「実証」してくれた。

私たちの立てた仮説が、「人間の生と死の価値観」そのものを変えることに成功したという「歓喜」の涙であった。

生前契約はまさに第二幕が上がったのである。

その昔著名な高僧が死の病に罹っていると知らされ「俺は死にたくない」とわめき散らしたとの逸話が残っている程、人間は自らの死を間近に控え冷静沈着であり得るはずがないとの常識に対し、メッセージの主のMさんの文章には一糸の乱れもないばかりか冷静さを装うとする術にも全く感じられない。

まさに完成された人間の美しくも尊い

姿をかいま見た思いで、自らを省みて「私などとても真似できない。でもかくありたい」という「感動」の涙であった。

メッセージの中から教えられるものは数知れないが「毎日子供たちの無事を祈り、先生方の成長を願って神社やお寺に手を合わせました。無神論者であるはずなのに。定年退職後神社の前に立つて『もう祈ることがない』と退職を実感した……」のくだりに私は衝撃を受けた。

身体を病にむしばまれ、肉体的に大変な苦痛に耐えながら日々をすごしているのに、自らのために祈ることを拒み、他人のため、他人の幸せを祈ることに徹した生きざまこそ、宗教的極地以外なものでもなく、無神論者を標ぼうするMさんこそが真の宗教を実感した生き方であると感ずるのは私だけであろうか。

弘法大師空海の辞世ともいえる「虚空尽き、衆生尽き、涅槃尽きなば、我が願いも尽きん」に相通するものがある。生前契約は、第二場の幕が上がったところだが、21世紀初頭には自分の死を自らが能動的に選択することが日常的になる時代が到来することを確信させたのがMさんの死であった。



20周年編集後記

「りすシステムって大丈夫ですか?」「潰れませんか?」数限りなく投げかけられてきた「問」です。

演歌の一節じゃないですが「明日の天気と人生は夜が明けなきやわからない」としか答えようのない、重く厳しい問いかけを浴びながらの20年間でした。

私は「りすシステムは大丈夫か」との間には「あなたは私が大丈夫と言えは信じますか。おそらく信じないでしょう。少々残酷な言い方ですが、大丈夫だと思えば契約を決めれば良いし、大丈夫じゃないと思えばよせはいいいじゃないですか」と答え続けてきました。

一般的な社会常識では絶対に発しないような、言いかえればずいぶん非礼な質問を遠慮なく、ぶつける人々の心情も察して余りあります。

昨今の振り込め詐欺は論外としても、高齢者を狙う悪徳商法が後を絶たず、1度や2度、騙された経験を持っている方が非常に多いのです。

それよりも何よりも「生前契約」というサービスは「人生丸ごと」りすシステムに預けるか否かという、これまでの人

生で経験したことの無い、生涯で最も大きく重い決断を迫られるテーマですから、なりふり構わず真鷹を見極めようとされる心情もわかりすぎるほどに伝わってきました。

そんな思いにどう応えるのか、スタッフとともに利用者の心情に思いを致したものです。

10周年を過ぎた頃からは「おかげさまで無事10年を過ごしたのですから、大丈夫じゃないですか」と不躰な問への答え方も変わりました。

他方そんな問いかけをする人も減りましたが、口に出さずか出さないかはともかく、りすシステムの門を初めて叩いた方は、大なり小なりそんな思いを抱かれるのは、仕方ないことだと思おうようにしています。

20周年記念誌には300名以上の方々から、貴重なご寄稿をいただきました。

おひとりおひとりの玉稿から身に余る信頼と安心と激励のお言葉をいただき、感動と感激に胸を詰まらせながら読ませていただいています。

本書刊行後は説明会などの際「大丈夫か」「潰れないか」の問に対する答えには、本書をお読みいただくようにしたいと思っています。

編集作業をするために何度も何度も玉稿を読ませていただきながら、胸を打た

れますのは皆さんの気持ちに心配、不安、苦悩から、安心と信頼へと変化するに至ったプロセスが、素直に表現されていることです。

本書がこれから生前契約に出会い、利用しようとお考えの方にとって、何物にも代えがたい、人生の手引書となることを確信するに至っています。

本書発刊にあたって、巻頭言をお寄せ

下さいました、学習院大学名誉教授 川

嶋辰彦先生、学士院会員・元最高裁判事

奥田昌道先生、日本公証人連合会会長

井内顯策先生、もやいの会会長・元東洋

大学学長 神作光一先生、国際炭焼き協

力会会長 杉浦銀治先生、アサヒビール

株式会社名誉顧問 中條高德先生、地球

に恩返し基金運営委員長 清水勇男先生、

デジタル植物百科編纂委員長・東京大学

名誉教授 谷田貝光克先生、城山地域振

興協議会会長・大分県議会江藤清志議員、

長沙民政職業技術学院殯儀学院教授王夫

子先生を始め、りすシステム20年を支え

て下さった先輩、恩師をはじめ多数の皆

さまに、玉稿を頂戴いたしました。

また生前契約利用者の皆さん、さらに

スタッフ全員が寄稿して下さいましたこと、

厚く御礼申し上げます。

本書に寄せられました皆さまの、生前契約に向けられました熱いまなざし、強い期待にお応えするべく、生前契約30周

年に向け、決意を新たに精進努力致す所存でございます。

2013年8月10日

松島如戒



20周年記念誌あとがき

▼生前契約20周年を機に、これまでの活動を総括した本づくりを企画したのは昨年正月。当初の計画では2部作でした。

1部は今校了した利用者の皆さん、サポーターとしてご支援くださった皆さんからの評価によって生前契約を世の中に理解してもらうことを目的としたものです。

2部は生前契約の法的根拠や理論を改めて精査し、20年間に取った多種多様な事例を100ケース程度抽出して、徹底的に検証し、プライバシーの問題に抵触しないように収載したものとす計画でした。

▼後者について資料を収集し、70件ほどを候補として抽出し、テープレコーダーを廻して数回の検討会を行いました。

しかし、日々の業務に忙殺され、思うように作業がはかどらず、第2部出版は先送りすることにしました。

▼今年に入って利用者、サポーターの皆さんにご寄稿のお願いをしました結果スタッフを含めて369名の皆様から玉稿を頂戴することができ、約694ページもの大作に仕上がりました。

ご協力本当にありがとうございました。改めてご寄稿くださいました皆様に心から感謝御礼申し上げます。

校了の本日から、私の頭の中は第2部の出版へ向けて始動しています。

▼杉山が冒頭に書いておりますように、10周年記念誌は完全手作りです。2003年10月1日早朝まで印刷、製本作業に追われました。20周年は同じ轍を踏むことのないよう頑張ったのですが、似たような結果になりました。

インデザインというコンピューターソフトを導入し、版下までは手作りを構想しましたが、かなりの大作になり、素人では收拾がつかなくなり、旧知の産経新聞「終活読本ソナエ」編集長の赤堀正卓さんに助けを求めました。

▼赤堀さんもソナエ第2号の締切と重なり不眠不休の状態だったのですが、寝る間を惜しんで最終の取りまとめに尽力してくださいのおかげで本書は日の目を見ることができました。

▼自前のスタッフも想像以上の力を発揮してくれました。りす倶楽部を担当している原田太郎君、塚田澄子さん、特にりすセンター新木場では、花田センター長を中心に死にものぐるいで取り組んでくれたことが、大きな力になりました。りすセンターは24時間稼働の施設ですから、結果的に作業も24時間体制で行うことができました。

りす倶楽部を創刊号から手さぐりでつくってきた森妙子さんを中心に、有馬てるひさん、芳賀みゆきさんの力が大きかったです。愚妻ひろみも校正に一役買ってくれました。また編集作業のしわ寄せを受けて酷暑の中、日常業務に忙殺された全てのスタッフの協力を特記しなければなりません。当然といえば当然ですが、代表理事の杉山歩が目のふちを赤くして最終校正に挑む姿を目にした私は、りすシステムの将来を確信しました。

▼表紙は10周年につづいて、福井大海画伯よりご提供いただきました。この表紙が記念誌に花を添えて下さったことに、心からお礼申し上げます。

▼最後になりましたが、ソナエの赤堀編集長、産経新聞の石水浩一さん、サンケイ総合印刷の大谷涉さん、デザイナーの中尾香さん、他のご関係の皆さんに大変お世話になりました。あなた方の助けがなければ晴れの10月1日に本書が完成す

ることはなかったと思います。心から感謝御礼申し上げます。

2013年9月14日

松島如戒



火曜日が来るのが

待ち遠しい

くろさわ よしこ
黒澤 淑子

生駒契約スーパーバイザー

→ 週間の中で「この日は楽しいな」と次の週をわくわくしながら待つ……そんな日がありますか。

今の私のわくわく日は火曜日です。その日は夫と「デイサービス」に参加している日です。

2019年4月に突然背中から腰にかけての激痛で入院・手術、そしてリハビリとリハビリ病院入院でヨタヨタしながら歩けるようになりました。週一回の訪

問リハビリを受けながら、口八丁、手八丁の回復となりました。

リハビリ病院入院中に左目の視野狭窄の手術を受けているので、右側の美男子は見えても、左側の美女は場所によって見落とします。

月一回の主治医の検診に通うのも結構危うい足どりです。週一回の訪問リハビリの効果で外歩きも最低ラインで出来ていても必ず付き添いは必要です。

「デイサービスの利用はどう」とすすめていただき「そうだ……」と思った矢先に、ケアマネジャーさんからもすすめていただきました。

そこで、主人と二人で参加となった訳です。

夫は長年、右腕が肩までも上がらず、町の整形外科や整骨院に通っていました。ここでも森さんのアドバイスがあったので、ケアマネさんに相談して私が訪問介護を受けている理学療法士さんのリハビリが受けられるようになり、そのおかげで2人でデイサービスが受けられるようになりました。

火曜日に参加できるのが待ち遠しいのです。お迎えは9時ごろに電話があります。体温と体調の聞き取りがあり、お迎えを待ちます。お迎えの車は、車椅子2台と運転手さん、ヘルパーさんを含めて

の9人乗りのワンボックスカーです。

私たちの住居から、横浜開港当時に異人さん達でにぎわった根岸競馬場跡の公園を眺めながら、蓑沢に到着です。横浜に生れてよかつたな〜と思う瞬間です。横浜には森鷗外作詞の横浜市歌があり、開港の頃の絵や話に触れると歌いたくなります。私もお迎えの車で歌ってたわけです。

車にヘルパーさんのお迎えがあり、持ち物と一緒に自分の席まで付き添ってくれます。勿論手洗いがいもすませます。

始まりは、9時45分です。参加人数(定員40名ですが、日によって違います)や午前午後の行程が知らされてラジオ体操です。日によって、ラジオ体操第1、第2、リズム体操などに代わります。他の所はどうなのでしょう。座ったままのラジオ体操です。

お風呂も男女が日替わりで順番があり、すすめられています。私たちは利用していません。

その日によって、草花を描き、絵葉書に仕立てるボランティアの方や、合唱しましょうと指導してくださるグループの方々もみえます。

私も花を描いて絵ハガキをと思ったのですが、お手本のカンナに似ない、アカンナ〜の花になってしまいました。忘れしました。手洗いうがいの後の着席

ですが、テーブルは3人掛けの台形のテーブルを2つあわせて6人で1テーブルになっています。1日の参加人数は40名です。男女比はやっぱり女性が多いです。

火曜日の私たちのテーブルは、会場左端でピアノの隣。そして、大きな窓で樹木の緑も青い空もみえます。

午前中は自分のために使う時間だと思えます。さて……何をしようかな……とあれこれ遊びを考えるのも楽しみの一つです。

夫はジグソーパズルを希望して、100ピース超えを午前中に2枚仕上げることが目指しています。

私は、初めて見る遊具ですが画面に美しい風景や可愛い動物が描かれ、全く同じ厚い画面が30ピースから200ピースくらいに様々にカットされて、それを見本の通りにはめて仕上げるのです。

夫は仕上げると、テーブルの皆さんに披露しています。「姫路城」「錦帯橋」の時は、その地方への旅行の思い出へ話題が広がります。

手を休めて夫にお付き合いくださる方たちは「ぬり絵」をされて楽しまれています。ぬり絵の画面は、美人画もあり、私は覗いてみて楽しんでることが多いです。のぞき見の私は、まちがい探しに精をだしたり、スタンプが作る難問ドリルに、頑張りすぎてフラフラになること

もあるぐらい、熱中して楽しめます。

先日、テーブル対抗のビンゴゲームがありました。何をしたらどうなるのか、良く分からないままゲームが進んでいき、頭は働きの、身体も動いて、今までどこに潜んでいたかと思うエネルギーが爆発して、我がテーブルは優勝しました。いつものまにか、テーブルの団結が出来上がっているなんて、とても素晴らしい事ですよ。

りすシステムにいた頃は、デイサービスがどんな所なのか全く分かりませんでした。ただ、あまり参加される方がいらっしやらないので、もつともつとつまらぬ時間を過ごすところかと思っていました。さて、自分が参加できて、楽しい空気になじんでしまったので、おすすめしないわけにはいきません。

自分で楽しい時間を作るところです。時間もたつぷりあります。あそびたかったらいろいろな道具も揃っています。自分が楽しむものがなければ、自分が努力して仲間を作ればいいのです。

この間、手洗いをしているときに声をかけられました。あなたは、来るとすぐに鉛筆をにぎったままなにをしているの？ 長い時間そのまま……あれ、みられているの？ どこに座っている人かなと驚きました。

私も周りをよく見るようになりました。

私の周りにも鉛筆を握りつ放しで熱中している方は多いです。

それで気が付いたのですが、私は難解なパズルに直面して、人目をひく程苦しんでいたのじゃないかと……。デイサービスに来て、すずんで苦しむなんて「バツカじゃないの」ですよ。

さて、それぞれの方のお身体の具合によつて、それに添ったおやつが出されます。なにげなくたべちゃう「おやつ」って気配りがあるって、楽しむものなのだと気づかされました。

もう3時のおやつもいただいて、帰り支度です。スタッフさんが靴、カバン、上着、コートと持つて来て下さり、朝の姿に戻ります。

楽しかった一日が、明日に続きますようにと、元気をつなぐ行事でしょうか、歌います。手足も動きます。その日のゲームの勝者が「あなたはエライ」と表彰されるのもこの時です。ピアノの伴奏もあります。明日また元気でね……と願い、次はどんなクイズで悩むのかなと年齢に合った大きな期待が広がります。

私にとつて、デイサービスの「あした」は来週の火曜日になります。



私

私たちは1993年創立以来1800人ほどの契約者の死に立会い、喪主をつとめ死後事務を履行してきました。30周年を記念した特集に転載した黒澤淑子さんのTさんご夫妻のケース(P32)、森妙子さんのMさんのケース(P35)は、文字通り仮説が実証されたという画期的な事例でした。

Tさんのケースは黒澤淑子さんでなければ不可能だった特殊なケースだと思つてますが、私は生前契約という仕組みがあれば、ここまで契約者の意に沿った死後事務の履行が可能だという自信を持ちました。黒澤さん、あらためてありがとうございます。

Mさんのケースは「人は1人で生まれ、そして1人で死んでいきたい」に応えるための生前契約という理念とその具体的な仕組みの実現性が試されたケースだと思つてます。

本号でご紹介したのは2ケースですが、本当にいろいろなことをなし遂げてきました。この2ケースは、生前契約を生前契約たらしめたケースだと今に至るもお二人に感謝しています。

黒澤さんが主として携わったTさんのケースを敢えて言うと、ほぼ完璧に仕上げたことがその後の実務に大きな自信となりました。

もやいについてですが、もやいの碑に彫刻する名前は本名でなくて可と

しました。いまでこそ、儀式抜きの葬儀は当たり前になりましたが、この頃はとんでもない話、ましてや隣近所に気づかれないように、なんてあり得ないことでした。これら一つ一つを大切に、それが「契約者はお師匠様」というシステムの意味となつたのです。

森さんが主として携わったMさんのケースは生前契約という仕組みそのものが実社会の中で、機能することを実証してくれた極めて貴重なケースでした。

Mさんは、教育者ですから、M先生に何かあれば馳せ参じようという教え子は多数居たと思いますが、何とかそれらの人々に迷惑をかけない人生の幕引きは出来ないかと研究されたが、どうしても死後の自分自身には出来ないことがある。それらの全てが生前契約のメニューに入つており、M先生の思い通りに出来たのです。

生前契約は、M先生から大きな贈り物(個人情報公開)を頂き、その後生前契約の教科書として活かさせて戴いています。こんな大切なことに私自身は口をだすのみで手出しせず、黒澤さん、森さん、スタッフや周囲の方々のご支援を受けて仕上げたのです。追伸・黒澤さんすごいですよ。ご自身の病気体験をテキストにと、手記を書いてくださっています。(39ページ)「火曜日に来るのが待ち遠しい」

(松島如戒)

● 談話室のご案内 ●

◎参加費は無料です。定員数がありますのでご予約ください。
◎定員になり次第、締め切りさせていただきます

お待ちしております♪



北海道支部

12月6日(水) 11時～15時

1月 お休み

2月6日(火) 11時～15時

会場：北海道支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

北日本支部

12月 お休み

1月30日(火) 11時～15時

会場：北日本支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

東日本支部

12月15日(金) 10時～12時

12月15日(金) 13時～15時

1月15日(月) 10時～12時

1月28日(日) 13時～15時

定員：10名 会場：北の丸ガラスゲート

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

東東京ランチ

12月1日(金) 13時～15時

1月 お休み

2月1日(木) 13時～15時

定員：4名 会場：葛西事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

中部日本支部

12月10日(日) 13時～15時

1月10日(水) 13時～15時

会場：中部日本支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

西日本支部

12月 お休み

1月24日(水) 13時～15時

定員：10名 会場：西日本支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

中国支部

12月2日(土) 12時30分～14時30分

1月6日(土) 12時30分～14時30分

2月3日(土) 12時30分～14時30分

会場：中国支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

四国支部

12月25日(月) 13時～15時

1月25日(木) 13時～15時

会場：四国支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

九州支部

12月29日(金) 13時～15時

1月29日(月) 13時～15時

会場：九州支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

大分支部

12月25日(月) 13時～15時

1月25日(木) 13時～15時

会場：大分支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

お問い合わせ、お申込み先はこちら



0120-889-443

支部・パーティナー活動記

西日本支部

▼今回、Mさん（89歳・男性）は息苦しさを訴えられ、検査をうけたら、酸素吸入が必要と診断されたので、住んでいる公営ホームから介護付き有料施設への転居が必要になりました。月額費用は2倍以上になるなど、将来不安があるので、今年の見守り訪問で相談がありました。

まず、体調の事。昨年から視力が急激に落ち、息苦しさが増し、今までのように動くことも出来なくなり、弱気になったのです。さらに、今の施設で長く住みたいのでその費用に当てるため、Mさん所有で空き家になつて居る住居処分のサポートをしてもらえないかという相談でした。

りすネットの不動産部が調査をしたところ、Mさんの住居は「三戸一」の住居で、隣りの住居は既にEさんの所有になっていました。既にというのは、Mさんの記憶では隣りはAさんのものであるが、二戸一住宅のMさんの住居の裏側にEさんの所有の住宅があり、Eさんとしては、将来的にMさんの住居も購入したいと

考えていることが分かったのです。

この話は、Mさんからお聞きしていた事と一致しました。またEさんはかつてMさんのお隣ということでも懇意にしており、Mさんが前の施設に入居している時は何回か面会に来られたことがあり、その際、EさんからMさんに将来不動産を譲って欲しいと言われていたそうです。

りすネットがEさんに手紙を出す返信があり、Eさんもコロナの影響やMさんが施設を変わられた事もあり、住所を探しても分からず気を探んでいたとのことでした。MさんとEさんは再会でき、お互いに喜んでおられました。

Mさんは、不動産の権利書を見つけてる事、実印登録と印鑑証明書取得後、住所変更登記、手続きなどに時間を要しましたが、最終的に双方が満足いく金額で売買契約が成立しました。

話が出てから2カ月弱で全てを完了する事ができ、よかったと思えます。これからもMさんが安心して暮らしていけるようサポートします。



九州支部

▼Kさん（88歳・女性）から、7年前に出張面談の依頼があり、鹿児島市のご自宅へ説明に伺いました。ご主人を亡くし、三人の子供たちはみな遠方におり、これから先のことを考え契約したいということでした。

個人財産遺言は作成済みで、総合保証パックを申し込まれました。その後、生前事務・任意後見・負担付遺贈遺言公正証書を鹿児島市の公証役場で作成しました。しばらくは、自己所有の一戸建て住宅でひとり暮らしを続けておられましたが、難聴傾向や、転倒のリスクがあり、施設入居を決められました。これまで長女のMさんが、職場の介護休暇を利用しながら対応していました。

今年の8月、長女Mさんから「母は入院してICUにいる。万一のことがあるので面会に同行して欲しい」と依頼があり鹿児島市の病院へ同行しました。一旦は、体調を持ち直されたのですが、6日後、息を引き取られ、りすシステムは死後事務を開始しました。

企画書の覚書には、「主人と一緒に納骨して下さい。子供たち三人争うことがないようにお願いします」

と記載されてきました。

通夜葬儀は、カトリック教会にお願いし、娘さんが悲しい思いをされないような配慮をお願いしました。施設スタッフ、ケアマネジャー、りすシステムが参列しました。遠方の長男・次女からは「急なことなのでお任せします」と連絡がありましたので、後日書面で報告しました。

火葬・収骨を終えた日、ご主人の待つカトリック教会へ納骨しました。長女Mさんの協力のもと、間もなく死後事務が終了しました。Kさんのご冥福をお祈りいたします。

▼熊本市在住のCさん（85歳・女性）は、16年前支部事務所の説明会に参加しました。

その後、熊本市の公証役場で公正証書を作成、契約を完了しました。自宅マンションからサービスタ付高齢者住宅、その後ケアハウスを経て、現在の住宅型有料老人ホームに入居してから、4年経過しました。

体調不良で入院を繰り返しておられたのですが、昨年3月、自宅で急性呼吸不全・心肺停止となったので、併設の病院へ搬送され、一時は生死の境をさまよいましたが、一命をとりとめました。

コロナ禍で面会が出来ないため、電話で主治医の説明を受けながら、

対応をお願いしました。治療のお陰で、時間はかかりましたがずいぶん回復しました。

今年に入り、ようやく短時間会が可能となり、個室を訪問して声かけしたところ、2〜3年お会いしていなかったのですが、笑顔で対応して下さいました。面会時間の15分が、あつという間に過ぎました。

療養病棟の主治医から「更にリハビリを強化してはどうか」と提案がありました。費用の面からの検討で、入院費・ホーム自室利用料にリハビリ費用が加算となると支出は増えます。

悩ましい問題でしたが、病院併設という利点もありますので、ホームへ相談し、ホームの自室は一時退去としました。自室片付・処分・原状回復に立ち会いました。

今後は、病院での治療リハビリに専念していただくことになりました。可能な限り面会をつづけ、お声がけをしたいと思っています。

パートナー 吉川 理恵子

座学講義とその後のOJT研修を経て、2023年10月1日付けで「契約家族コーディネーター」資格認定されました。吉川理恵子です。

私は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会というNITが作った財団に40年間勤務して、昨年3月定年退職いたしました。

この財団で、私は電話応対教育を中心とした一対一のコミュニケーション教育を企業に提供しておりました。

ここで、20年以上りすシステムの理事監事を務められているマナー講師の岩下宣子さんと一緒に仕事をしておりました。

退職後、岩下さんからりすシステムを手伝ってくれないか、とお話を頂きました。

岩下さんの実の弟さんの小島さんが、パートナーとして生き生きとサポートしているというお話をお聞きしました。小島さんは、利用者の皆さんに、ありがとうと言っていただけこの仕事が大好きで、岩下さん曰く「弟の天職だ」とおっしゃっていました。きっと私にも向いていると思う。そう言われて、研修に参加しました。

小島さんを見習って、これからも捨我精進して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

編集後記

庭の柿が色付いてきたある日、玄関先から「もうそろそろいい色よね。今年はいただけのかしら？」と話し声が聞こえてきました。そういえば……毎年わいわい賑やかだったなあ。

早速、高枝切り鋏で収穫。柿はなる年とならない年があるようで今年はなる年。採っても採ってもまだある。首が痛い！腕が上がらなくなってきた！

どうぞ……と柿をさしあげたら「あら、お米は？」って……。いつも新米とセットだったようです。仏壇に供えていただいた新潟の新米をみなさんに少しずつ……30キロの袋があつという間に空っぽに。みなさん、袋いっぱい柿とお米を見て、嬉しそう。良かったな。玉爺、フク婆の良い供養になったかな。(芳賀みゆき)



先日、国立科学博物館のクラウドファンディングが9億円余を集めた話題になりました。多くの人が文化遺産を未来に継続するため協力したす

ばらしい結果です。が……もやっとしました。

独立行政法人とはいえ『国立』科学博物館。そんなに危機迫った状況になっちゃうの？ クラウドファンディング運営会社の手数料何%くらい？ とか。

また別の日にも群馬県の病院が救急車を新調するためにクラウドファンディングするというニュース。現在は破れたシートを粘着テープで補修して使っている……。なんで？ 国民がヒイヒイ言いながら収めている税金はどこにいくのだろう。(芳賀まお)



「見て見て、あそこにまたあるよ」三男が弾んだ声で示す指の先には、こぶし大の薄紫のかわいらしい実。里山の実の中でも品のある美しさのアケビです。みつけたのは高い場所にあるものばかり。眺めているうちに、息子は木の枝を何度も投げつけ、ついに「とれた！」とアケビを手にして満足で誇らしげな顔。美味しいねと、わずかな実を分けながら食べた秋の夕暮れ。(東本優子)



生前契約30周年のご挨拶

りすシステム代表理事 杉山 歩
りすシステム創始者 松島 如戒

30年というのは大きな節目の年で祝賀行事はしないのか、というお声もいただきましたが、断念いたしました。

その最大の理由はコロナウィルス感染症の全国的な感染拡大で、りすシステムでもすべての行事を見合わせしていることです。結果からは、5月の法律上の位置付け変更以降、平静状態にもどりつつあり、コロナは終息した感であります。しかしながら、冬に向けてインフルエンザの流行期も例年より早まり、学級閉鎖や学校そのものをブロックするという事態も例年より多いそうです。

実は数年前からりすシステムの長期的安定運営のために全国的な地域密着型組織への改変事業に着手しておりますが、遅々として成果があがっておらず、りすシステムとしての30周年の祝賀を開くという環境にないことなど、諸般の情勢に鑑みてのこととございます。

皆様には、ご理解を願いたく存じます。

1. 地域密着型組織への中核となる生前契約コーディネーター（従来の生前契約アドバイザー）養成も、優秀且つ意欲溢れる人材が育ちつつあります。しかしながら、全国的な地域への広がりには、まだ道半ば、否、3分ぐらいでございます。当初の計画では、2024年3月を目処に、現在の支部に変わる地域拠点づくりについては水面下での動きもありますが、2024年3月の全面移行は断念せざるを得ない状況にありますことをご理解いただきたく、お願い申し上げます。

次なる目標は？について、どんなことがあっても3年延期した2027年3月には、と考えています。

と申しますのは、2028年は生前契約35周年の年に当たりますので、石にかじりついてともという気持ちでございます。

2. 生前契約類似の事業者が400以上

2023年8月の、総務省の発表によれば「身元保証等高齢者サポート事業者」が、412業者あるとのこととです。

412という数字は、総務省がインターネット検索などにより抽出したもので、調査に応じたのは204事業者で、事業開始後10年に満たない事業者が約8割、5年以下が5割。雨後のタケノコのような状況で新規参入事業者が増加している現状に、言葉を失わんばかりです。

私達の心配は、まずこれだけの事業者の経営が成り立って持続性が担保されるだろうかという点です。過去に公益財団法人の経営破綻、大手損害保険会社のプロジェクトが失敗した事例などから、今後、消費者被害の増加が大変気になります。この種のサービス提供事業を規制や育成をする法律や制度もないため、事前に予防するのは極めて困難です。

3. りすシステム独自の提携基準を設け、りすシステムのネットワークへの参入を希望する事業者を誘引することを、検討する必要があると考えています。詳細は今後の課題です。
4. サービス対価の改訂作業をすすめています。りすシステムの経営を圧迫しているのは、生前サービスの逆鞘状態です。因みにりすシステムのサービス開始時の報酬額を現在維持しています。対価の改訂に、契約者の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。
5. 生前契約35周年には契約者が住んでおられる地域には、パートナー事業所がある、そのような体制の確立をめざして、役員、パートナーともども努力を続けてまいる所存ですので、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

NPO りすシステム



0120-889-443

りすセンター・新木場



0120-373-959